

青少年の複合化した課題を 地域で支えるには

平成 31 年 3 月

はじめに

本研究集会は、青少年教育関係者をはじめ警察、法務、福祉等、様々な分野で青少年の相談業務に携わる方々が一堂に会し、青少年の多様な問題に関する協議等を通して、それぞれの知見を広げていただくとともに、団体間の連携協力の促進を図ることを目的とし、昭和59年から開催しており、今回で35回目を迎えました。

本研究集会がスタートした昭和59年頃は、校内暴力や少年非行等の問題が顕在化し、これらに対応するため「臨時教育審議会」が設けられ、個性の重視や生涯学習体系への移行等が示されるなど、まさに戦後教育第一のターニングポイントになった時期と考えられます。

大学全入時代の到来が予測されるようになった平成10年頃から、学級崩壊をはじめとする問題行動の低年齢化、子供たちの体力の長期的な低下等、新たな課題が出てきました。これらの課題の原因の一つに、家庭や地域の教育力低下に伴う子供たちの基本的な生活習慣の乱れや発達段階に即した様々な体験の不足があると考え、当機構では、「早寝早起き朝ごはん」国民運動、「体験の風をおこそう」運動の推進に努めています。

また、昨今は子供たちの貧困が社会問題となっており、子ども食堂や無料学習塾等が全国的に展開されています。当機構においても、経済的に困窮している環境の子供たちが有為の社会人として成長していくため、学力だけでなく、その基盤となる基本的な生活習慣などを身に付けるきっかけ作りとして、ひとり親家庭等の子供たちを対象とした「生活・自立支援キャンプ」、児童養護施設等を出て大学等で学ぶ学生を対象とした「学生サポーター制度」などに取り組んでいます。

さらに、近年のスマートフォン等の急速な普及に伴い、高い利便性を得る一方、青少年が、インターネットの長時間利用を通じて、生活習慣の乱れや不適切な利用によるいわゆる「ネット依存」や、SNSによるトラブルなど、情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。この問題に対して、当機構では、文部科学省より委託を受け、ネット依存傾向の青少年を対象に「青少年教育施設を活用したネット依存対策推進事業」に取り組んでおり、モデルプログラムの開発を進めております。

このように現代の青少年を取り巻く課題は、多様化・複合化しており、これらに対応していくためには関係機関が連携協力することとともに、地域で支援する体制の構築が不可欠です。

今回の全国青少年相談研究集会は、「青少年の複合化した課題を地域で支えるには」をテーマとして、帝京大学大学院文学研究科臨床心理学専攻教授である元永 拓郎氏の基調講演をはじめ、文部科学省、厚生労働省からの行政説明、「児童虐待」「不登校」「いじめ」「発達障害」「SNS問題」の5つの研究講義と分科会を実施し、その成果として本報告書を作成いたしました。

本報告書が、青少年相談及び青少年教育に携わる関係者の皆様に広く活用されるよう願っております。

最後に、本研究集会にご協力いただきました講師の先生方、およびご参集いただきました参加者の皆様に深く御礼申し上げます。

平成31年3月

国立青少年教育振興機構理事長 鈴木 みゆき

目 次

はじめに

基調講演

- 「青少年の複合化した課題にどう向き合うか？」…………… 1
元永 拓郎（帝京大学 大学院文学研究科臨床心理学専攻 教授）

行政説明

- 「青少年の複合化した課題を地域で支えるには」（文部科学省）…………… 7
粟野 道夫（文部科学省初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室 課長補佐）
「児童虐待防止対策の強化について」（厚生労働省）……………13
宮腰 奏子（厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室 室長）
「国立青少年教育振興機構の報告」……………19
水澤 豊子（広報官 兼 青少年教育研究センター 企画室長）
胡 霞（青少年教育研究センター 客員研究員）

第1分科会【児童虐待】

- 「子ども虐待防止における乳幼児期からの支援の現状
～地域ネットワークによる支援を中心に～」……………25
八木 安理子（枚方市子ども青少年部 次長）

第2分科会【不登校】

- 「不登校ってどんなこと？～支援の現場から～」……………31
佐藤 真一郎（認定特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク フリースクール事業部統括）

第3分科会【いじめ】

- 『「自尊感情とコミュニケーション」チャイルドラインから見える子どもたちの諸相
『いじめ・自殺などの背景にあるもの』』……………37
神 仁（認定 NPO 法人チャイルドライン支援センター 前代表理事）

第4分科会【発達障害】

- 「発達障害の新しい見方と対応の基本」……………43
近藤 清美（帝京大学文学部心理学科 教授）

第5分科会【SNS 問題】

- 「スマホ時代のネットトラブルの現状と対策」……………49
石川 千明（一般社団法人ソーシャルメディア研究会 チーフ研究員）

参加者の声……………55

〈「第35回全国青少年相談研究集会」参加者内訳〉……………56

● 基調講演 ●

「青少年の複合化した課題にどう向き合うか？」

元永 拓郎

(帝京大学大学院文学研究科臨床心理学専攻 教授)

1. はじめに

私は、臨床心理士であり精神医学の側面から青少年やコミュニティの課題に関して専門に働いてきた。昭和の終わる頃から平成にかけて約30年の間、青少年の課題を見てきたため、この30年間を振り返りながら青少年の課題がどう変化していったのかを共有したいと考えている。

2. 精神医学からみる青少年の課題

青少年を取り巻く課題に関して、平成の30年間は、様々な面で変化が起きた時代となった。昭和から平成のはじめにかけて大きな事件である「東京・埼玉連続幼女誘拐殺人事件」が記憶にも新しい。この事件において象徴的であったことは、犯人が病気なのかどうかに関して精神鑑定を行い、精神鑑定士の鑑定結果が人によって異なっていた点である。精神医学的な診断の技術が進歩してきているが、精神医学の診断だけでは説明できないことがあることから青少年の課題が複合化してきていると言える。

現代の日本は、全体でみても精神疾患の患者数は増えてきている。これは精神医学の診断基準が広がり、多くの人に診断をくださうようになってきているのも要因の一つである。その中でも、課題を抱える青少年に関しては、大変難しい診断が増えてきている。

例えば、平成7年の「西鉄バスジャック事件」に関して、母親は事前に少年の危険行動を察知し、警察に相談していたが対応がされなかった背景がある。そこで母親は、精神科医に病名をつけてもらい入院できるよう相談をした。入院することができたが、病気ではないという主張にあい、外泊せざるを得ない状況になり、その外泊の際にこの事件が起きてしまった。このように、社会的に青少年の課題に対して前向きに対応するシステムがまだ地域で確立されていなかった時代だったと推測する。そのため、課題を持った青少年が表に出てくると精神鑑定を行う精神科医に判断を仰ぎ、何が問題だったのかを病名で判断し、精神科医に頼る構図ができてしまっていた時代でもある。この構図が、どこまでが司法なのか、どこまでが医療なのかという線引きを難しくさせていた要因でもある。平成28年におこった「相模原障害者施設殺傷事件」でも同様で、地域でどのように課題を持った青少年に対応していくかというシステムがなかったことから、精神科医に任せてしまわざるを得ない状況が出来上がってしまっていた。

この構図が、近年少しずつではあるが変化してきており、少年鑑別所が地域に開かれた相談を受け付けるようになるなど、様々な機関、司法、医療、福祉、教育が連携する体制が整ってきているように感じる。

3. 青少年の課題の複合化について

複合化とは多要因で、様々な要因が絡んでおり、医療だけでは解決できるものではない。また、生物・心理・社会的な様々な要素が相互作用している。それに加え、価値観の硬直性といった心理的なものもかなり密接に関係している。また、直接的な原因だけでなく、原因による結果がまた原因となっ

てしまい、複雑に絡み合う円環的と言われる現象も課題を複雑にしている。これに加えて近年は、ICT（Information and Communication Technology）に関する問題も新たに出てきている。

例えば複雑化する1つの例として、母親が不機嫌だと子供がそれで不安定になって不登校になる。この原因は母親だと単純に言えることは少ない。母親と長い時間一緒にいる子供に対して、不機嫌な母親が叱る、それを見て父親が不機嫌となり、夫婦げんかになる、母親が不機嫌になる、といった様に何が原因なのか明確に見えてこないことがある。不登校が原因で母親の体調が悪くなり、母親自身の体調が悪くなったことが原因で子供に対し叱咤することとなり悪循環になってしまうことが多々ある。このように、多要因で起きるということにプラスして、結果が原因になり、それで起きたことがまた原因になってという複雑に絡み合うことが深刻化につながっている。

これに加え世代間の連鎖も大きな問題となっている。経済的に厳しい家庭では、親が忙しく子供の教育に力を入れられず、学力低下を招き、その結果若くして結婚し、その後また貧困の連鎖から抜け出せなくなってしまう。ここに虐待が絡んでしまえば、虐待の連鎖も併せて抜け出せなくなってしまう。

平成の中盤以降に入ると、様々な対策が進んできて子どもの貧困対策推進法や生活困窮者自立支援法といった国の法律も制定し、対応していくようになってきた。

4. 複合化した青少年の課題の対応について

様々な課題が複合化しているため確実に対応できるという対策を立てるのは、かなり難しい。その中で忘れてはいけないことは、以下の4つであると考えている。

- ① 青少年の複合化している課題に対して見立てやアセスメントをたてること。
- ② 課題を持っている青少年のマイナス面ではなく、プラス面に着目すること。
- ③ 課題を持っている青少年と対する際にリスクがあることを把握しておくこと。
- ④ 課題に対する予防的観点。

これらの4つの観点に加えて、相談に来てもらうだけでなくこちらから出向く「アウトリーチ」の取組も知っておく必要がある。アウトリーチでの支援を行っている良い事例の1つとしては、「認定特定非営利法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス」が挙げられる。取組の中で特に優れていると感じるのは、多面的なアセスメントである。

この多面的なアセスメントを実践していくことで注意すべきことは、相談者が困っていることと相談者が分かってほしいことといった主訴の二面性の両面に目を向け支援していくことである。支援者に対して、「私はこういう風に踏み出したい」「こういう未来に進んでいきたい」という意見を認めしてほしいという相談者の気持ちを忘れてはいけない。(図1)

(図1)

主訴の複合的理解

- 何に一番困っているか？
- ここに期待することは何か？
- どうなりたいか？どうなっていきたいか？
- コミュニティにわかってほしいことは？
- 次の世代に引き継いでほしいことは？

6

また、相談者をより理解するためには正確な情報を得る必要がある。これにはよりよい関係でなければ難しい。本人が相談窓口に来られない場合は、周囲の人をキーパーソンとしてよい関係を築いていくことが重要となってくる。本人と周囲の人の両者に対して共感、真摯さ、関心を持つこと、偏見なく聞いていく姿勢を大切にすべきである。

それらを踏まえて、青少年の課題が複合化してきたため、支援者の傾聴の姿勢も難しい側面が出てきている。例えば、精神病や人格障害が強い場合、真摯さや共感することが裏目に出る場合がある。共感、真摯さの姿勢で話を聞くと幻覚や妄想が出てきてしまって不安定になることもある。(図2) その一方で、話を聞く時間を十分に取れない、話を急に切り替える等が続けていくと見捨てられ感が出てしまい、逆に依存性が強まってしまうこともある。そういう問題へ対応する工夫としては、場合によっては時間を決めて関わった方が、話し相手がなくなる心の準備をすることができ、本人も安心しながら話をするができる。このように、本人の安全性を確保する工夫が支援者と相談者を守ることにもつながる。

5. 親との関わり方について

支援する側の一生懸命さが本人の症状悪化や家族とのしがらみを生むこともある。症状の悪化に関しては、医学的診断や薬物療法が重要になる。その他、支援者が個人ではなくチームで相談者に対応していくことである。関わり方の距離感が近いのではないか、関わる際の声掛けを見直すべきではないか等、チームの周りのメンバーが気づくという体制を構築していくことが必要である。

発達障害などの相談者に対して、社会から求められている成長の仕方や、成長をどう確保していくのか、学校を卒業した後どう確保するといったテーマを今後も継続して考えていく必要がある。この課題に関して発達的なアセスメントが非常に重要であることや、切れ目ない支援をするために病院で診断を受け発達障害等の診断を受けたほうが良いのか、診断を受けてしまうと診断された病気の中で生きていくことが相談者に対してどうなのだろうか、本当に悩ましい問題が出てくるのも事実である。そこで

(図 2)

しかし、 真摯さや共感する力が 裏目にでることもある

- 精神病や人格障害の勢いが強い時
- 支援する側の一生懸命さが、本人の病状悪化を生むこともある
- 医学的診断・薬物治療の重要性

8

少しでも相談者の気持ちを汲むためにも、家族をどのように見ていくか、アセスメントしていくのか。本人の課題を抱えきれそうな家族なのか、抱えきれないのか、判断の必要性が出てくる。また、カウンセラーなど支援者に委ねることができるのか、といったことを念頭に置きながら対応する。その後、相談者が支援者と会って変わっていく過程で、相談者の成長を支援者自身から離していくことで、相談者が支援者から離れられないことを防ぐことができる。

6. 青少年の複合化した課題に対するこれから

平成 18 年の自殺対策基本法の制定以前は、鬱病対策に力を置いて取り組んでいた。しかしながら、対策をしても鬱病の患者数は年々増加していった経緯がある。その要因の 1 つとしては、回復と再発を繰り返す患者が多数いたためである。(図 3) これらの背景から、自殺対策基本法は保健医療のみならず、治療だけでなく、社会全体で対策していく視点を変える流れとなった。このように、教育の観点からも、人生の初期における自殺予防教育の充実を図っているのが現状である。

(図 4)

リソースのアセスメント

<リソースの2つの意味>

①通常の意味

○本人が利用できる資源(本人の周囲にある)
+

②心理学的なリソース

○本人の内面にある資源(本人の持つ力)
例)趣味を楽しむ力、好奇心、甘える力・・・

11

● 行政説明 I ●

「青少年の複合化した課題を地域で支えるには」

栗野 道夫

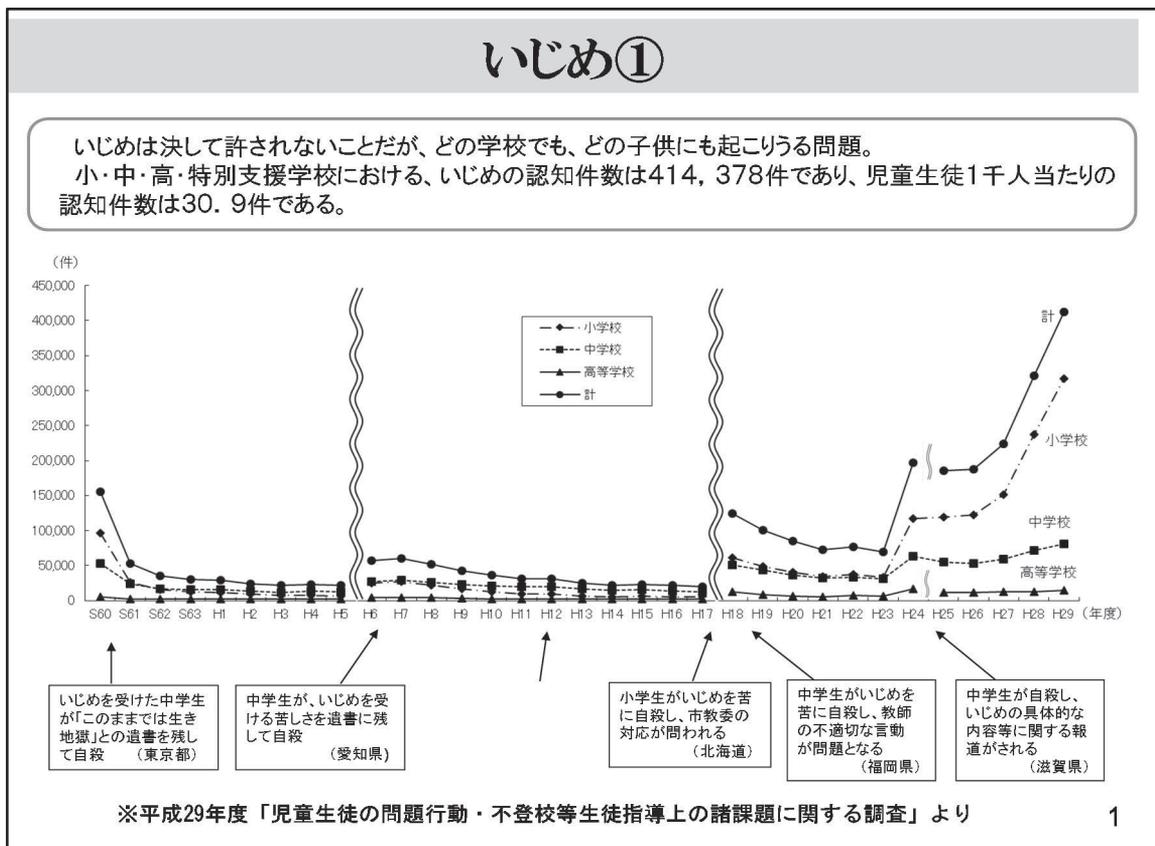
(文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室 課長補佐)

1. いじめについて

文部科学省では、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。これは、平成24年の滋賀県大津市のいじめ自殺事案を契機とし、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する必要があるとして制定された、いじめ防止対策推進法の中で定められている。

文部科学省が継続して行っている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では認知件数が近年大幅に増加していることが分かる。(図1-1) これは、各学校が積極的に認知を行い、早期対応できる体制ができていると捉えている。また、数値が上下している理由として、世間が注目する様ないじめが発覚し、メディアで取り沙汰された翌年は、認知件数が増える傾向にあるからである。

(図1-1)



また、いじめ防止対策推進法にて、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいじめの重大事態としており、平成29年度の同調査によると重大事態発生校数は444件であり、重大事態発生件数は474件である。(図1-2)

(図 1-2)

いじめ②					
〇いじめの重大事態発生校数・件数					
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
重大事態発生校数 (単位: 校)	140 (114)	203 (169)	98 (85)	3 (4)	444 (372)
重大事態発生件数 (単位: 件)	145 (119)	224 (186)	102 (88)	3 (3)	474 (396)
うち、第1号	46 (42)	104 (83)	40 (35)	1 (1)	191 (161)
うち、第2号	116 (92)	143 (128)	71 (59)	2 (2)	332 (281)

※重大事態 (いじめ防止対策推進法第28条) とは、(1) 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」(第1号)、(2) 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」(第2号) である。
 ※ () 内の数字は、平成28年度の件数である。
<文部科学省「平成29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果>

〇近年のいじめ対策の経緯

- ◆ 平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案について、報道がある
- ◆ 平成25年2月、教育再生実行会議第1次提言

→ 「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」

「いじめ防止対策推進法」の成立(平成25年6月21日) → 6月28日公布、9月28日施行

- ◆ いじめ防止基本方針策定協議会の設置
 (座長: 森田 洋司 大阪市立大学名誉教授、大阪樟蔭女子大学元学長、鳴門教育大学特任教授)
 → 法に定められた国のいじめ防止基本方針を策定するため、14名の有識者で構成。
 全7回開催。法務省、厚生労働省、警察庁がオブザーバー参加。
- ◆ いじめの防止等のための基本的な方針の策定(10月11日)
 → 同日、各都道府県教育委員会等へ通知を發出し周知。
- ◆ 平成29年3月、いじめの防止等のための基本的な方針の改定
 重大事態の調査に関するガイドラインの策定

2

2. 自殺について

文部科学省の調査によると、平成29年度の小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は250人となっている。その中で、自殺の原因を分類していくと、いじめ以外にも、家庭不和、進路問題、えん世など様々な背景がある。近年、日本国内での自殺者全体の総数は減少傾向になっているものの、自殺した児童生徒数は高止まりの状況である。また、神奈川県座間市での事件のように、若者が日常的に利用するSNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害したという極めて卑劣な事件も発生している。これまで自殺を未然に防ぐ教育は十分に行われてこなかったのが現状である。これらの状況を踏まえ平成29年7月25日閣議決定した「自殺総合対策大綱」でもある通り、SOSの出し方に関する教育を推進するため、文部科学省と厚生労働省の連名で「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)」を發出した。(図2)

(図 2)

**児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における
対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)**
(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号)

1 背景

- ✓ 近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
- ✓ SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生(座間市における事件)
- ✓ 「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言えない状況

⇒ 新たな自殺総合対策大綱に定められた「SOSの出し方に関する教育」(※)の推進が重要。
平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

(※)自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における
対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

2 通知の概要

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施するなど積極的に推進すること。

1. 実施に当たっては、保健師、社会福祉士、民生委員等を活用することも有効であること。
【保健師等を活用するメリット】
① 児童生徒に対して自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる(「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える)
② 保護者も含めた世帯単位での支援が可能になる ③ 学校と地域の専門家との間での協力・連携関係の構築につながる
2. 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの相談窓口の周知を行うことが望ましいこと。
3. 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて教材や授業方法を工夫することが考えられること。
4. SOSの出し方のみならず、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方(SOSの受け止め方)についても教えることが望ましいこと。
5. 同教育は、厚生労働省の「地域自殺対策強化事業実施要綱」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に該当するとともに、「地域特性重点特化事業」(補助率10/10)にも該当し得るため、積極的に本事業を活用するよう周知されたいこと。

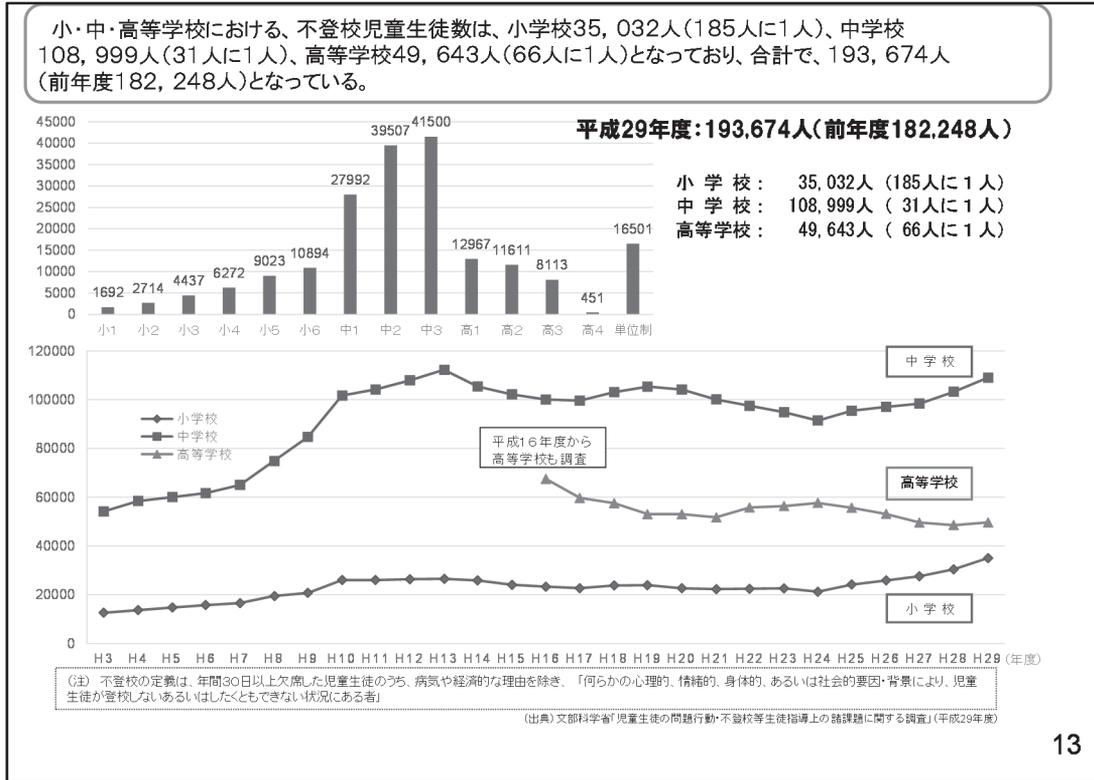
10

3. 不登校について

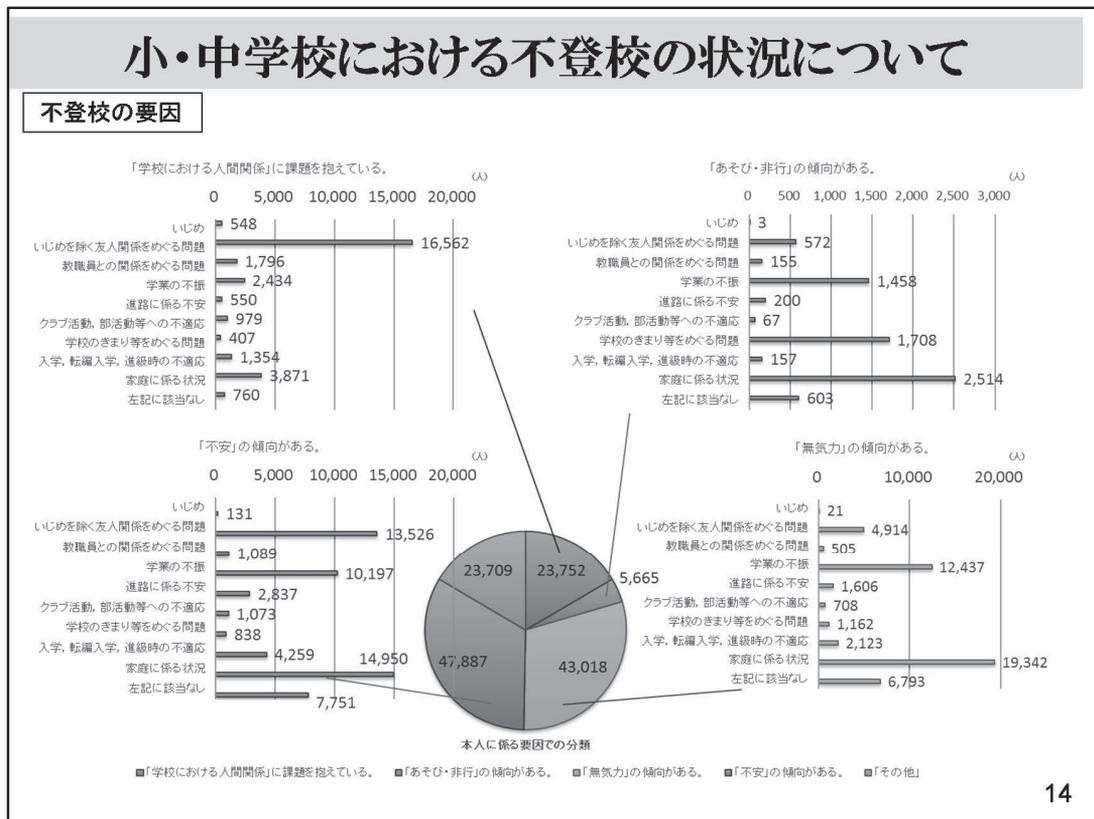
文部科学省で行っている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校 35,032人(185人に1人)、中学校 108,999人(31人に1人)、高等学校 49,643人(66人に1人)となっており、合計で、193,674人(前年度 182,248人)となっている。また、小学校・中学校では過去5年を比較すると増加していることが分かる。(図3-1) それらの増加している小学校・中学校の児童生徒の不登校の本人に係る要因を調査した結果、「『無気力』の傾向がある」、「『不安』の傾向がある」を合わせて全体の6割を超える結果であることが分かっている。(図3-2)

これらの状況に対応していくため、平成29年3月31日に小・中学校の学習指導要領の改訂を行い、初めて不登校児童生徒への配慮について(「不登校児童(生徒)への配慮」)記載がなされた。これの具体的な記載内容として「不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。」としている。また、小学校学習指導要領解説(平成29年6月)にて、より詳細な記述を行っている。

(図 3-1)



(図 3-2)



4. 相談体制の充実について

文部科学省が平成28年7月に発表した「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」にて、以下のように報告している。児童生徒のいじめや不登校の実態把握が適切になされなければ、必要な支援につながらない可能性がある。学級担任のみならず養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が的確に不登校の要因を把握し、児童生徒、保護者等と話し合い、支援策を決定する必要がある。文部科学省は重点的方策として①「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した組織的・計画的支援、②不登校児童生徒への多様な教育機会の確保、③教育支援センターを中核とした体制整備の3つを挙げている。

これらの理念を基に、国及び地方公共団体が具体的にどのような措置を取るべきかを取りまとめた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を平成28年12月に公布した。(図4-1) 同法の中では、教職員と心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報共有の促進等に必要な措置を講ずる、または講ずるように努めることで不登校児童生徒に組織的に対応していくことが求められている。また、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の基本指針は、文部科学大臣が定めるとしており、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等についての基本的な考え方として以下のようなことが示されている。

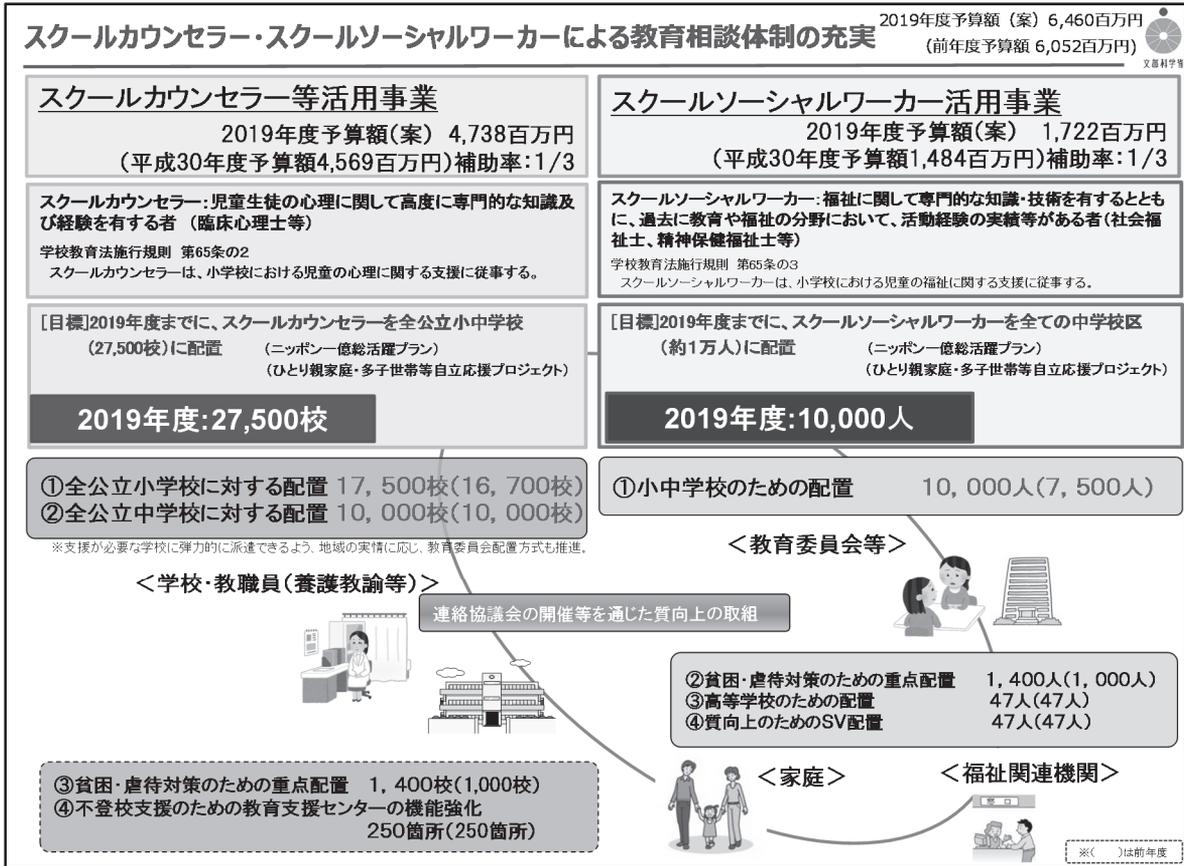
- ①魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
- ②不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
- ③就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮
- ④不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
- ⑤不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと等これらのことを踏まえ、連携し対応していくことが大切である。

(図4-1)

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）	
【議員立法 平成28年12月14日公布】	
I. 総則(第1条～第6条)	
目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進	
基本理念 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携	
国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定	
II. 基本指針(第7条)	III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)
1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる	国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置
IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)	
1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる 構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等	
V. 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)	VI. その他
1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等 2 国民の理解の増進 3 人材の確保等 4 教材の提供その他の学習の支援 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備	1 公布日から2月後に施行 (IV.は、公布日から施行) 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

これまで外部者として位置づけられていた、児童生徒の心理的なサポートを行うスクールカウンセラーと、家庭環境の改善等に係る福祉的なサポートを行うスクールソーシャルワーカーについて、平成29年4月に「学校教育法施行規則」の一部改正に伴い、職務内容等を法令で明確化した。これによりチーム学校を支える重要な役割になっている。また、ニッポン一億総活躍プランに基づき2019年度にはスクールカウンセラーを全公立小中学校27,500校に、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区10,000人を配置することを目標に予算要求しているところである。(図4-2)

(図4-2)



子供たちが全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間いじめ等の悩みを相談することができるよう、全国統一のダイヤルで24時間子供SOSダイヤルを設置している。平成28年4月よりフリーダイヤル化した結果、相談件数が約2倍となっていることから、ニーズが高いことが分かる。平成29年度は年間で、約49,000件の相談があった。また、文部科学省は、児童生徒にとって身近にあるSNS等を活用した相談事業を、補助事業として行っている。2019年度も引き続き、SNS等を活用した相談事業を行い、児童生徒の相談窓口を広く設置することで、児童生徒の課題に対応できる環境づくりを行っていく。

● 行政説明Ⅱ ●

「児童虐待防止対策の強化について」

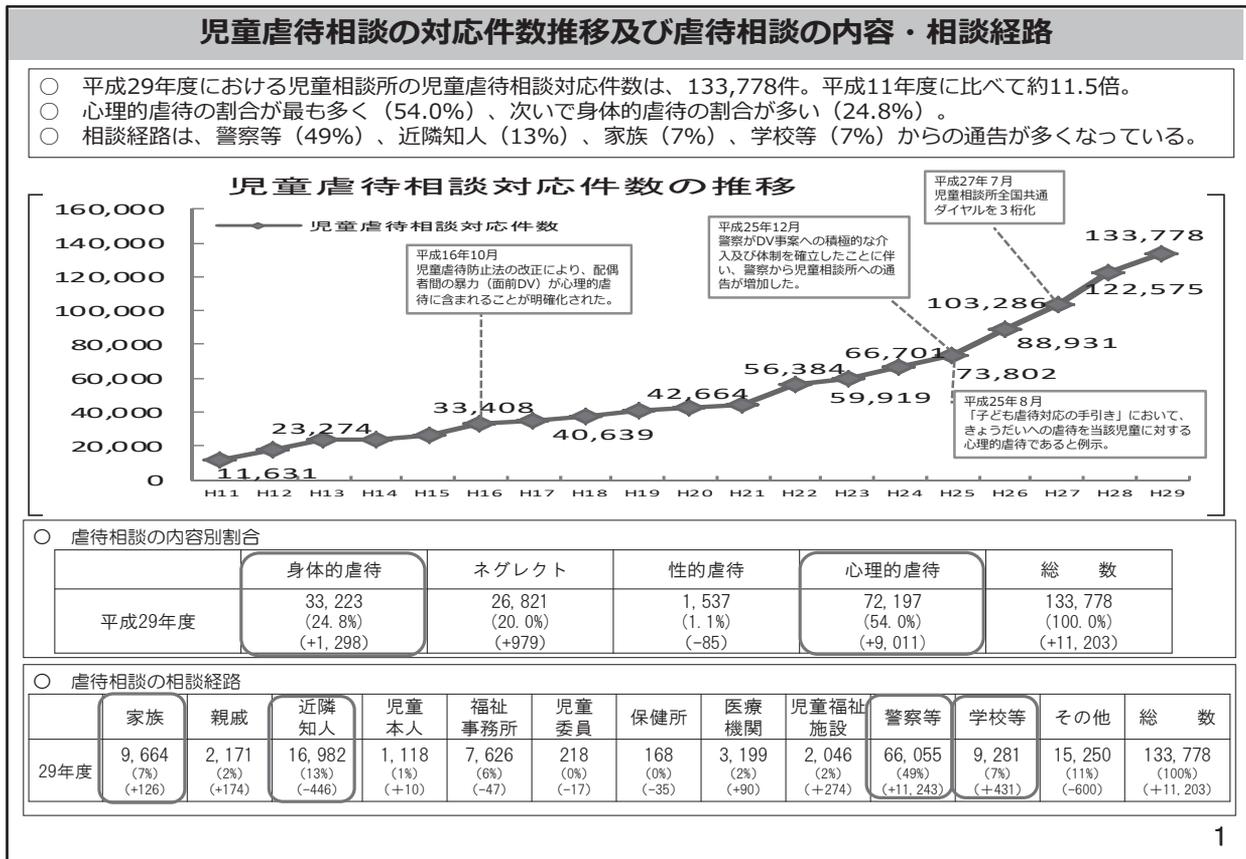
宮腰 奏子

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室 室長)

1. 児童虐待の現状について

厚生労働省の調査によると平成29年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、133,778件となっている。この数字は、平成11年度に比べて約11.5倍に増加している。増加している理由については、これまで把握ができていなかった児童虐待の案件に関しても、把握できるようになってきたためであると考えている。児童虐待の内容としては、心理的虐待の割合が54.0%と最も多くなっており、中でも子どもの目の前で配偶者や家族に暴力をふるう面前DVと言われるものが多い。次いで身体的虐待の割合が24.8%となっている。これらの内容を把握する相談経路は、警察等49%、近隣知人13%、家族7%、学校等7%からの通告が多くなっている。学校に関して、近年は学校と地方公共団体の連携が強くなっている背景もあり、相談経路として増加している。(図1)

(図1)



児童虐待の死亡事例の推移としては、0歳児の割合は47.5%、中でも0日児の割合は18.6%。さらに、3歳児以下の割合は77.0%を占めている。このように3歳児以下の、割合が圧倒的に高くなっている。また、家庭における地域社会との接触状況がほとんど無い事例が39.5%となっていること

から、妊娠期から地域社会とのつながりをつくっていく仕組みが必要である。

2. 児童虐待の対策として

平成 30 年 3 月に目黒区で起こった女児虐待事件を契機とし、厚生労働省は平成 30 年 7 月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定した。これは、緊急的に講ずる対策（図 2-1）と児童虐待防止対策のための総合対策（図 2-2）の 2 つで構成している。

（図 2-1）

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係関係会議決定)のポイント	
<p>○増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。</p> <p>○緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。財政的な措置が必要なものについては、引き続き予算編成過程で検討を進めるとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。</p>	
緊急的に講ずる対策	
<p>I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底</p> <p>○ 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底</p> <p>①全ケースについて、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果（虐待に起因する外傷等がある事案等）をケースに関する資料とともに、書面等で移管先へ伝えること</p> <p>②緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施</p> <p>③移管元児童相談所は引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないこと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないよう、速やかに移管元が行っていた援助を継続</p> <p>II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底</p> <p>○ 「通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査について以下の全国ルールを徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施。その際、必要に応じて警察へ援助要請すること <p>III 児童相談所と警察の情報共有の強化</p> <p>○ 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底</p> <ol style="list-style-type: none"> ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報 ②通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報 ③①の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報 <p>なお、情報共有の在り方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。</p> <p>IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除</p> <p>○ 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には一時保護等を躊躇なく実施すること ・一時保護等の措置の解除や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、判断すること ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有、リスクが高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること <p>V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施</p> <p>○ 乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに市町村において緊急把握する。把握した子どもについて、速やかにその状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有。国において状況把握、公表。</p>	<p>VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の策定</p> <p>○ 「児童相談所強化プラン」(2016年度から2019年度まで)を前倒しして見直す。</p> <p>○ 新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を別紙骨子に基づき、年内に策定する。</p> <p>○ 新プランには、以下の事項を盛り込む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策 ②一時保護の体制強化策 ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策
3	

緊急的に講ずる対策は、6つの項目を定めている。①「転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底は、児童相談所の支援を受けている家庭が転居する場合のルールを明確にし、児童相談所間での徹底を図るためのものである。②「子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底」は、子どもが確認できない場合には、立入調査を実施するとともに、必要に応じて警察へ援助要請をするというものである。③児童相談所と警察の情報共有の強化は、これまでも連携するようにはしていたが、より明確なルールを定めたものである。④子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除は、一時補助をする際、それを解除する際、解除方法をどのようにするかということに記載したものである。特に解除の判断をする際、地域において、子どもの様子を把握する体制を客観的に判断するということである。⑤乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施は、未就園、不就学等の状態であり関係機関が子どもの状態を把握できていない場合に、必要な機関につなぐためのものである。また、現在そのような状態の子どもが何名いるのか調査を進めているところである。⑥「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の策定は、児童相談所強化プランを前倒しして見直しを行い、市町村の体制強化を盛り込んだ内容とし、年内に策定するものである。

(図 2-2)

児童虐待防止対策のための総合対策	
<p>1 児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所における専門性強化の取組促進 ○より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所内の業務分担、市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方等について、平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。 ・民間委託の活用等でより効果的に行うことが期待される業務の民間委託等を推進する。 ○中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進 ○適切な一時保護の実施 ○子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化 ○子どもの権利擁護の仕組みの構築 ○児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討 	<p>3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法についても徹底する。 ○ICTの活用による情報共有の手法の効率化
<p>2 児童虐待の早期発見・早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等で虐待リスクのあるケースを適切な支援へつなげる。未就園で福祉サービスを利用していない子どものいる家庭を訪問するなどの取組を進める。 ○支援を必要とする妊婦への支援の強化 ○相談窓口の設置促進等 <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。 ○相談窓口等の周知・啓発の推進等 <ul style="list-style-type: none"> ・若年妊娠等の予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口、児童相談所全国共通ダイヤル（189）をネット等も活用して周知。 ○在宅支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・孤立した育児によって虐待につながらないよう、市町村の在宅支援サービスの充実を図る。 ○障害のある子どもとその保護者への支援の強化 ○児童虐待に関する研修の充実 ○非行のある子どもやその保護者等への支援の強化 	<p>4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所と警察の連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制強化や警察職員や警察OBの職員配置を進める。 ○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進 ○要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるためのICTを活用したシステム整備を促進する。 ○協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進 ○医療を必要とする子どもの保護の体制強化 ○医療機関における児童虐待対応体制の整備 ○生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携
	<p>5 適切な司法関与の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用や、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進 ○家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の児童相談所への周知徹底及び活用事例の収集、横展開など保護者支援を進める。 ○法的対応体制強化等を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。
	<p>6 保護された子どもの受け皿（里親・児童養護施設等）の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020年度から10年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。 ○里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進 ○児童養護施設等における家庭的養育の推進

3. 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）について

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）とは、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため策定するものである。児童相談所の中核となる児童福祉司を、2022年度までに2,020名増員し5,260名とすること、児童の心理判定を行う児童心理司を790名増員し2,150名とすること、保健師を110名増員し全ての児童相談所に配置することとしている。また、児童虐待に関して、虐待の予防から緊急を要する深刻な事案まで対応していくために、市町村の体制強化も重要になってくる。具体的な体制強化として、市町村の中で相談窓口となる子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置、全市町村の要保護児童対策地域協議会に常勤の行政職員を配置していく。計画初年度は（図3）のように児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）を進めていく予定をしている。

(図 3)

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）計画初年度			
	2017年度 (実績)	2019年度 (新プラン初年度) ※	2022年度 (新プラン目標)
【児童相談所】			
児童福祉司	3,240 人	[+ 4,300 人 1,070 人]	[+ 5,260 人 2,020 人]
児童心理司	1,360 人	[+ 1,610 人 260 人]	[+ 2,150 人 790 人]
保健師	100 人	[+ 各児童相談所 110 人]	各児童相談所
【市町村】			
子ども家庭総合支援拠点	106 市町村 <small>(2018年 2月実績)</small>	[+ 800 市町村 694 市町村]	全市町村
要対協調整機関調整担当者	988 市町村 <small>(2018年 2月実績)</small>	[+ 1,175 市町村 187 市町村]	全市町村
※2019年度の計画を踏まえ、地方財政措置が講じられる予定。			

7

4. 警察との情報共有について

厚生労働省は、児童虐待事案への対応については、その中核を担う児童相談所と子どもの生命・身体を保護を責務とする警察との間で緊密な連携を図ることが重要であるとしている。これまでに平成24年4月1日「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」、平成28年4月1日に「児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について」、平成30年7月20日には「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」(図4-1)等様々な文書で通知してきた。

単に情報を共有することが重要ではなく、情報を共有した後の児童相談所と警察が確実に安全確認を行うことや必要な専門機関につなぎ迅速に対応していくことが重要であることを周知していくことが必要である。また、要保護児童対策地域協議会の中でもどのような方針で児童虐待の対応を行っていくか、ということに参画していく環境を整えていきたい。

また、厚生労働省は平成30年11月27日付けで自治体向けに「警察との情報共有に関するFAQ(自治体向け)」(図4-2)を発出し、緊急総合対策及び連携強化通知に基づく警察との情報共有の趣旨・内容をより明確化するために整理した。

児童虐待の対応は発生時にとどまらず、予防、発生時の対応、家に戻した後の観察といった一連の流れがある。それぞれの段階で情報共有を確実にやり、関係機関が密に連携し、取り組んでいかなければならない。

(図 4-1)

	子家発 0720 第 2 号 平成 30 年 7 月 20 日			
各	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">都 道 府 県</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指 定 都 市</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">中 核 市</td> </tr> </table> 児童福祉主管部（局）長 殿	都 道 府 県	指 定 都 市	中 核 市
都 道 府 県	指 定 都 市	中 核 市		
	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 (公 印 省 略)			
<p>児童虐待への対応における警察との連携の強化について</p> <p>児童虐待への対応については、児童相談所や市町村が関係機関と緊密に連携し、子どもの安全確保を最優先に行うことが重要である。</p> <p>子どもの生命・身体の保護を責務とする警察との情報共有をはじめとする連携については、これまでも「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」（平成 24 年 4 月 1 日付け雇児総発 0412 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）及び「児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について」（平成 28 年 4 月 1 日付け雇児総発 0401 第 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知。以下「情報共有通知」という。）等により推進してきたところであるが、今般、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられ、緊急に実施すべき重点対策として児童相談所と警察の情報共有の強化等に取り組むこととされたことから、警察との間で情報共有を行う事案の明確化及び連携強化のために一層推進すべき取組について下記のとおりとしたので、御了知いただくとともに、管内の児童相談所及び市区町村への周知をお願いする。</p> <p>なお、本通知は、警察庁生活安全局と協議済みである。</p> <p>また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 警察から児童相談所及び市区町村に対する照会への対応</p> <p>警察が 110 番通報等により児童虐待が疑われる情報を覚知し、児童相談所、市区町村等に対し、当該児童に係る過去の対応状況等を照会した際の対応については、情報共有通知により周知しているところである。児童相談所及び市区町村においては、この照会に対し、記録等を確認し適切に回答するとともに、照会及び回答に係る情報共有の方法等については、都道府県警察との間で協議を行い、書面で行き渡すなどし、引き続き円滑な情報共有が図られるよう努められたい。</p> <p>2 児童相談所及び市区町村から警察に対する情報提供等</p> <p>(1) 児童相談所及び市区町村から警察に情報提供する事案</p>				

(図 4-2)

警察との情報共有に関する FAQ（自治体向け）

問1 「虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報」を警察との間で情報共有することとされているが、これら事案は一律に警察へ情報提供することになるのか。

(答) 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において警察と共有すべき情報が明確化されたことを踏まえ、「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」(平成30年7月20日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知。以下「連携強化通知」という。)を発出した。連携強化通知では、これまで、警察へ情報提供を行う事案として、「児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について」(平成28年4月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)に基づき、「刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案」と示している警察との間で共有する情報の基準を明確化するため、緊急性が高いことや重篤であること等を判断する基準である「一時保護決定に向けたアセスメントシート」の基準に準拠して判断することとした。

今回の情報共有の範囲は、児童相談所が虐待事案として緊急性や重篤度をアセスメントした結果、原則として、アセスメントシートの①から⑤までのいずれかに該当する事案(①から⑤までの群の見出しとなっている質問について「はい」にチェックを付けた事案。①のみに該当する場合、及び④のうち乳幼児であることだけに該当する場合を除く。)に限定しており、こうしたケースに該当しないアセスメント目的の一時保護を行う場合や軽微なものも含めて一律に警察と情報共有するものではない。

また、警察との情報共有を行う場合の留意事項については、「児童虐待への対応における警察との情報共有に係る留意事項について」(8月30日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)により通知しているので参照されたい。

なお、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において「情報共有の在り方については、引き続き各地方自治体における実態の把握・検証を行い、見直しを行う」とされているところである。

「警察との情報共有に関する FAQ（自治体向け）の送付について」
 (平成30年11月27日付け厚生労働省子ども家庭局
 家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡)

● 行政説明Ⅲ ●

【国立青少年教育振興機構の報告】
「インターネット社会の親子関係に関する意識調査」について

水澤 豊子（広報官 兼 青少年教育研究センター 企画室長）
胡 霞（青少年教育研究センター 客員研究員）

1. 国立青少年教育振興機構の取組について

当機構は、青少年教育のナショナルセンターとして「体験活動を通じた青少年の自立」を目指して全国に28の教育拠点を有している（本事業の会場である国立オリンピック記念青少年総合センター、青少年交流の家・青少年自然の家）。各施設では、研修支援のほか、幼児や課題を抱える青少年を支援する事業をはじめとする様々な教育事業を実施しており、青少年をめぐる様々な課題へ対応するため、教育的な観点から、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会や場を提供している。また、地域の方と連携した「体験の風をおこそう運動」や「早寝早起き朝ごはん運動」の促進に取り組むとともに、体験活動や読書活動に関する助成事業（子どもゆめ基金）のほか、青少年教育研究センター（以下、「研究センター」という。）における青少年教育に関する調査研究を実施している。

今回は、研究センターにおける調査結果の一つを報告する。調査研究のデータ及び報告書は機構のホームページで公開しており、各施設の利用とともに、是非、子供たちの支援に活用願いたい。また、青少年教育情報センターでは、青少年に関する資料の公開なども行っている。

2. インターネット社会の親子関係に関する意識調査－日本・米国・中国・韓国の比較－

(1) 調査概要

本調査は平成30年7月に発行した本センターでの最新の調査研究であり、平成29年9月から11月に日本、アメリカ、中国、韓国で同時に実施したものである。調査対象者は小学校5年生から中学2年生までとしており、有効回答者数は、4か国でおおよそ1万人の回答となっている。

調査地域は、各国とも全国規模としている。日本は北から南まで20地域から、アメリカは東から西まで12地域から、中国は北京や南京、成都など6地域から、都市部と農村部からそれぞれ小学校と中学校2校ずつ抽出した。韓国はほぼ全地域から小学校と中学校19校ずつサンプルを抽出した。

本調査の結果から日本の小中学生のインターネットに関する特徴が分かってきた。

(2) 調査結果

① 親子の会話

1つ目の特徴として、家族と一緒にいてもそれぞれがスマホを操作する割合が日本は最も高い。家族と一緒にいてもそれぞれが自分の携帯電話やスマホを操作することが「よくある」、「たまにある」と回答した割合の合計は日本の小学生が58%、中学生は65%で、いずれも4か国の中で最も高い（図1）。特に「よくある」と回答する割合は日本の小学生は24%、中学生は26%で、2位のアメリカの約2倍になっている。また、私が親と話そうとするとき親は時間がない、今忙しいなどと言われたことが「よくある」、「たまにある」の合計も日本は小学生44%、中学生36%で、4か国中最も高い割合となった。親は携帯電話やスマートフォンを使用しながら私と話すことが「よくある」、「たまにある」と回答した割合の合計は、日本の小中学生とも5割弱となっている。

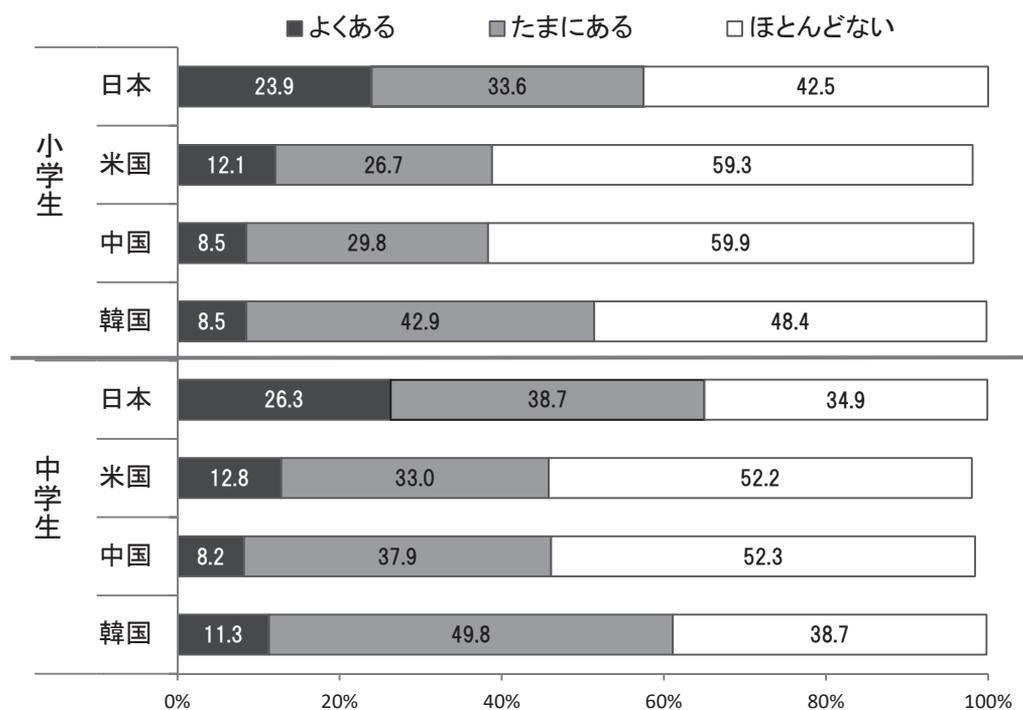


図1 家族と一緒にいてもそれぞれが自分の携帯電話やスマートフォンを操作している

② 親子の関わり

2つ目の特徴として、日本の中学生の25%は親とSNSでよくコミュニケーションしていることである。SNSを利用して親とコミュニケーションをよくしていると回答した割合は、日本の小学生が2割未満であるが、中学生が25%で、米中韓3か国を上回った(図2)。ただし、親には直接話すよりもSNSやメールを送ることが多い、SNSを使うことで親とのコミュニケーションがふえたと回答した割合はいずれも日本は約1割で、アメリカや中国よりは低い数値となった。

一方で、4か国の小中学生の8割は、親とはSNSや電話を介するよりも直接話すほうが好きだと回答している。これは、親との会話について見ても、日本の小学生が親とよく会話をしていることがわかる。ふだん親とよく会話をしていると回答した日本の小学生の割合は85%で、4か国の中で最も高い数値となっている。親との会話の内容を見ると、日本、アメリカ、韓国の3か国は小中学生とも学校のことが最も高く、中国は勉強のことがほかの3か国に比べて突出して高いことが分かっている。日本の会話の内容を詳しく見ていくと、小学生では学校のことや友達のことが会話の主な内容である。中学生になると友達のことが減り、勉強のことや趣味などがふえてくる。ほかの3か国に比べると、自分の将来のことの割合が日本の小中学生とも4か国の中で最も低く、特に中学生では米中韓の3割に対し日本は1割にとどまる結果となっている(図3)。

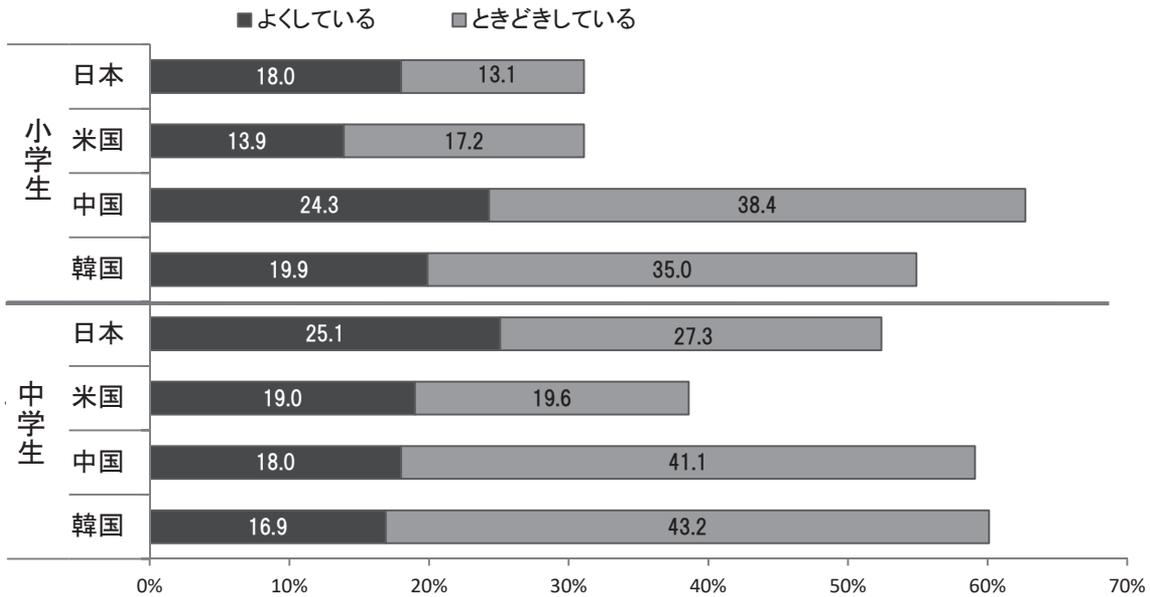


図2 SNSを利用して親とコミュニケーションしているか

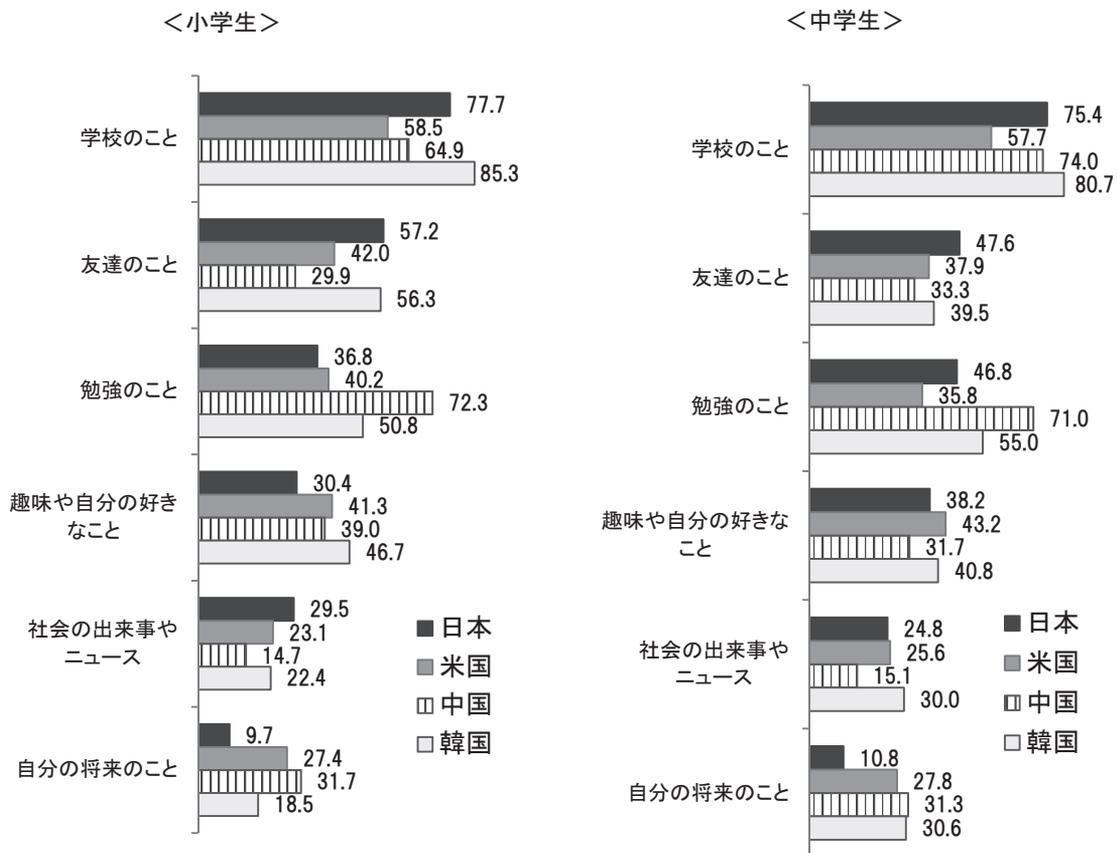


図3 親と主にどのような話をしているか（三肢選択、一部）

③ インターネットの利用における親子関係

3つ目の特徴として、子供のインターネットの利用に対し、親からの注意喚起が不足していることである。アメリカや韓国の小中学生のほぼ全員がインターネットを利用し、日本の小中学生の利用率も約9割と高い。この結果から、小中学生の間ではインターネットの利用率がかなり普及していることがわかる。親は子供のインターネットをどのように把握しているかを見ると、4か国の小学生の6

割以上は、親は、あなたがインターネットをどのように利用しているか知っているかの質問に対して「よく知っている」と回答している。中学生になると4か国ともその割合が低くなるが、「知らないと思う」と回答した割合は4か国とも1割未満である（図4）。

また、インターネットの危険性や利用におけるマナーなどについて、親から「よく注意されている」、「たまに注意されている」と回答した割合の合計は日本の小学生が66%、中学生が74%でいずれもほかの3か国より低い。

家庭におけるインターネット利用のルールについて見ると、日本の小中学生は勉強や食事中はしないといった使用のルールや利用の料金の制限については、「ルールは決めていて守っている」と回答した割合が中国に次いで高いが、利用の内容や利用時間について「ルールを決めていて守っている」と回答した割合が比較的に低い。

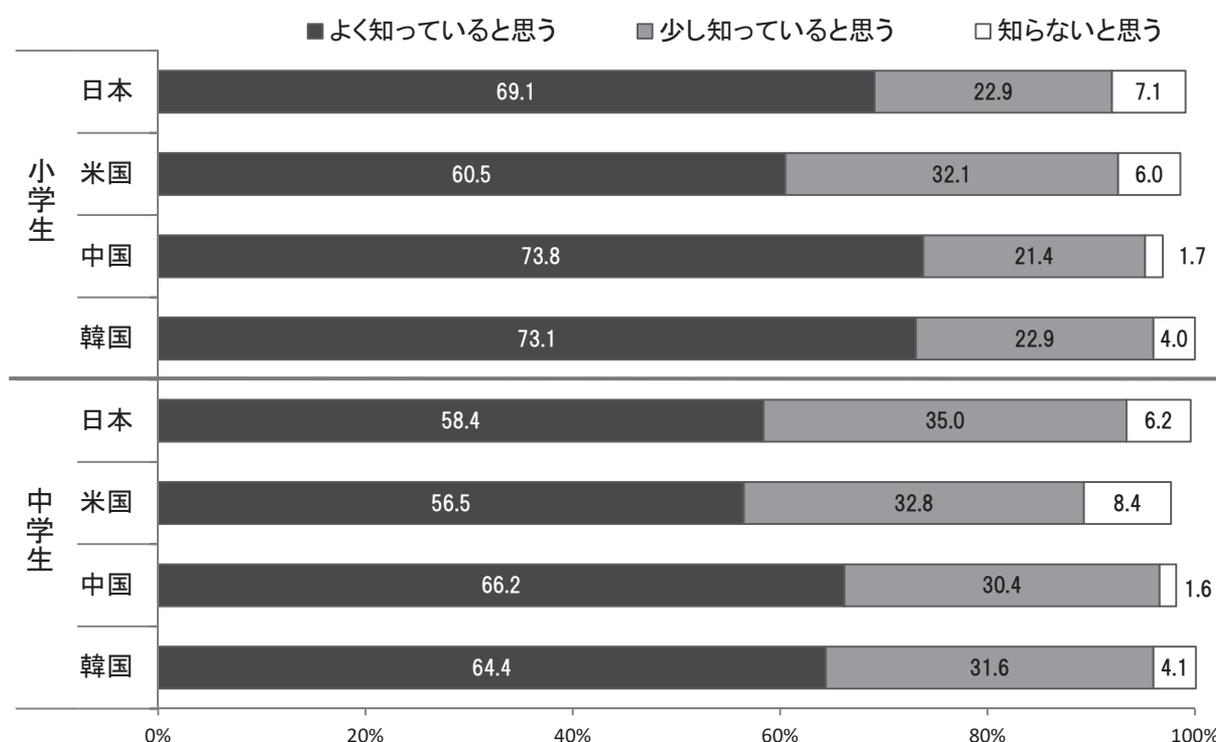


図4 親は、あなたがインターネットをどのように利用しているか知っているか

④ インターネットの利用等と親子関係

インターネットの利用は親子関係にどのような影響を与えているかを見ると、4か国ともインターネットの利用時間が長いほど、親と話すのが「とても好き」と回答した割合が低くなる。親と話すのが「とても好き」と回答した割合は、3時間以上インターネットを利用するというグループが、1時間未満利用するというグループに比べて20ポイント以上も低くなっている（図5）。また、インターネットの利用時間が長いほど家族と一緒にいることが「とても楽しい」と回答した割合が低くなり、親と一緒にいるのが「好きだ」と回答した割合も低くなることも明らかとなっている。

それに加え、4か国ともインターネットの利用時間が長いほど家族と一緒にいてもそれぞれが携帯電話やスマートフォンを操作していることが「よくある」と回答する割合が高く、親は「携帯電話やスマートフォンを使用しながら私と話す」と回答した割合も、長時間利用するグループのほうが高くなっている。

「親は携帯電話やスマートフォンを使用しながら私と話す」に対する回答と親子関係の項目もクロス集計を行った。その結果を見ると、日本と中国では親は携帯電話やスマートフォンを使用しながら私と話すことが「よくある」と回答した者ほど、親と話すのが「とても好き」と回答した割合が低く、

親と一緒にいることが「好きだ」と回答した割合も低い。親は携帯電話やスマートフォンを使用しながら私と話すことが「よくある」と回答した者ほど家族と一緒にいるのが「とても楽しい」と回答した割合が低くなり、親は真剣に私の話を聞いてくれることが「よくある」と回答した割合も日本と中国では低い。

また、4か国とも親は携帯電話やスマートフォンを使用しながら私と話すことが「よくある」と回答した者ほど、家族と一緒にいてもそれぞれが自分の携帯電話やスマートフォンを操作していることが「よくある」と回答した割合が高く（図6）、家族と食事や団らんのときでもよく携帯電話を操作することに対して肯定率も高くなる（図7）。このことから、子供は親を見て育つということが分かる。

前述したが、4か国の小中学生の約8割は親とSNSや電話を介するより直接話すことが好きだと回答し、また日本の小中学生の85%以上は親と話すのが好きだと回答した。つまり、インターネットの時代でも多くの子供は親と直接話をしたがるということがわかる。親がスマホを操作しながら子供と話す姿は、子供に親が真剣に私の話を聞いてくれない、親と一緒にいても楽しくないという実感を与え、親のスマホを手放せない姿を見ている子供もスマホを長時間利用しやすい傾向はこの調査の結果から示されている。良好な親子関係を築くためには、親はまずスマホ利用のあり方を見直して、しっかり子供と向き合うべきだと考えている。

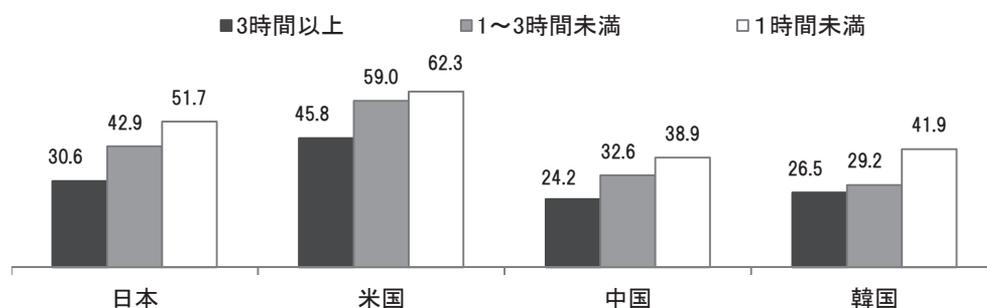


図5 インターネットの利用時間×「親と話すのが好きか」（「とても好き」と回答した割合）

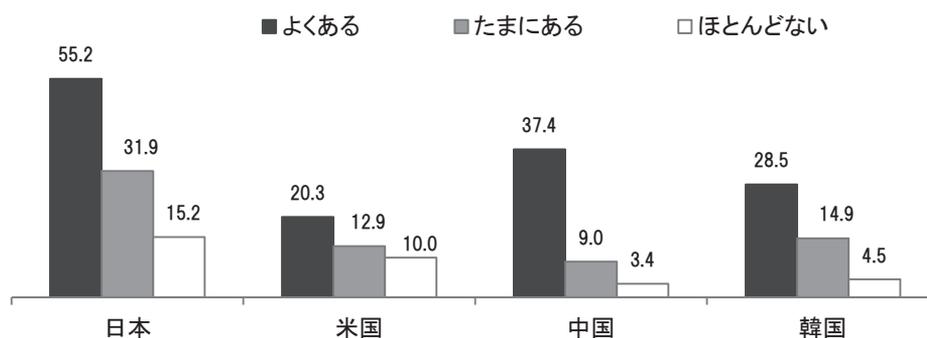


図6 「親はスマートフォンを使用しながら私と話す」×「家族と一緒にいてもそれぞれが自分の携帯電話やスマートフォンを操作している」（「よくある」と回答した割合）

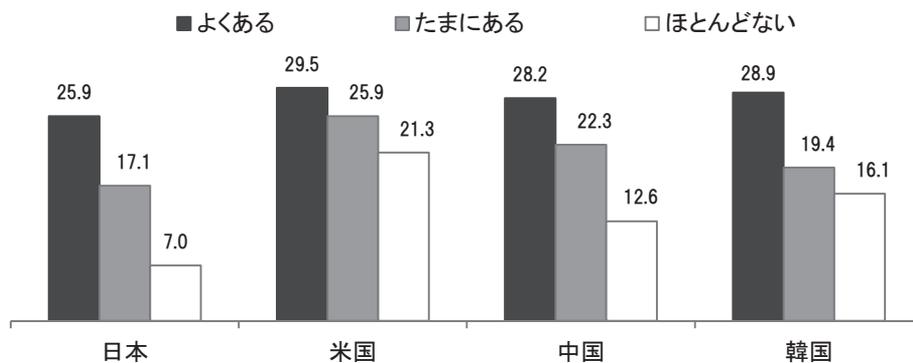


図7 「親はスマートフォンを使用しながら私と話す」×「家族と食事や団らんのときでもよく携帯電話を操作する」（「あてはまる」「まああてはまる」と回答した割合）

インターネット社会の親子関係に関する意識調査 報告書 ー日本・米国・中国・韓国の比較ー
<http://www.niye.go.jp/kanri/upload/editor/129/File/0houkokusho.pdf>

第1分科会

【児童虐待】

「子ども虐待防止における乳幼児期からの支援の現状 ～地域ネットワークによる支援を中心に～」

八木 安理子
(枚方市子ども青少年部 次長)

1. はじめに

平成16年に児童福祉法が改正され、子どもの虐待についての児童相談所以外に市町村も通告の窓口になった。また、平成28年度の児童福祉法の改正においては、子どもの安全・安心の確保だけではなく、子どもの最善の利益を優先することになり、そしてその保護者を支援することというのが明記された。

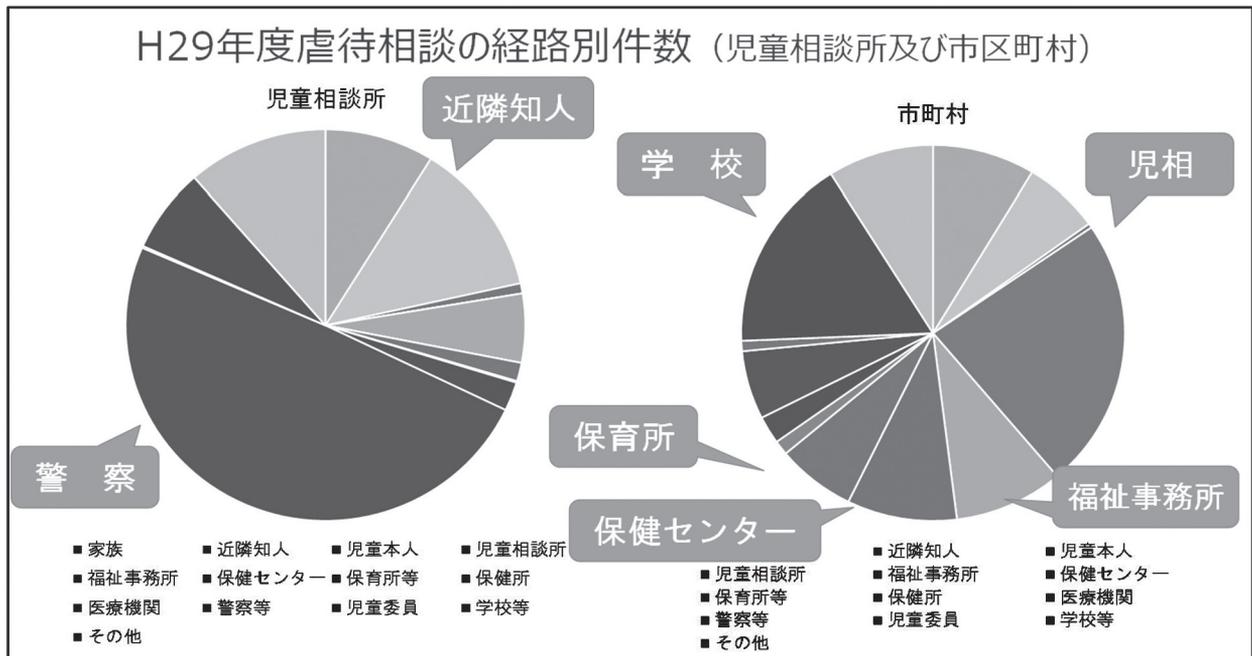
このように、児童虐待に関する法律が改正されてきた中で、家庭児童相談室の相談員として地域での乳幼児期から青年期までの虐待防止の現状と取組についてお伝えしていく。

2. 児童虐待の対応について

平成16年の児童福祉法の改正により、市町村は虐待相談対応の窓口になった。そのため、虐待相談対応数としては、児童相談所の対応数よりも市町村の対応数のほうが多くなったが、平成26年頃から児童相談所の対応件数が多くなってきている。平成29年度の厚生労働省の報告では、児童相談所が約13万件に対して市町村が10万件となっている。

虐待相談の経路別件数を見ると、児童相談所は、警察からの通告が半数を占めている。また、近隣知人からの相談が児童相談所全国共通3桁ダイヤル189への通告につながっていると考えられる。一方市町村は、学校、保育所、福祉事務所、保健センターなど様々な経路から虐待相談が入ってくる。(図1)

(図1)



これは、子どもの所属機関や家庭に直接関わる人からの情報であり、明らかに虐待事案であり、重症度が高い場合もある。また、ネグレクトも多く、市町村では地域で家族を支援していく役割と、他機関との連携を担う役割になってきている。虐待者については、児童相談所に比べて母親が多いこともあり、地域の育児や子育ての支援の役割も必要であると感じている。

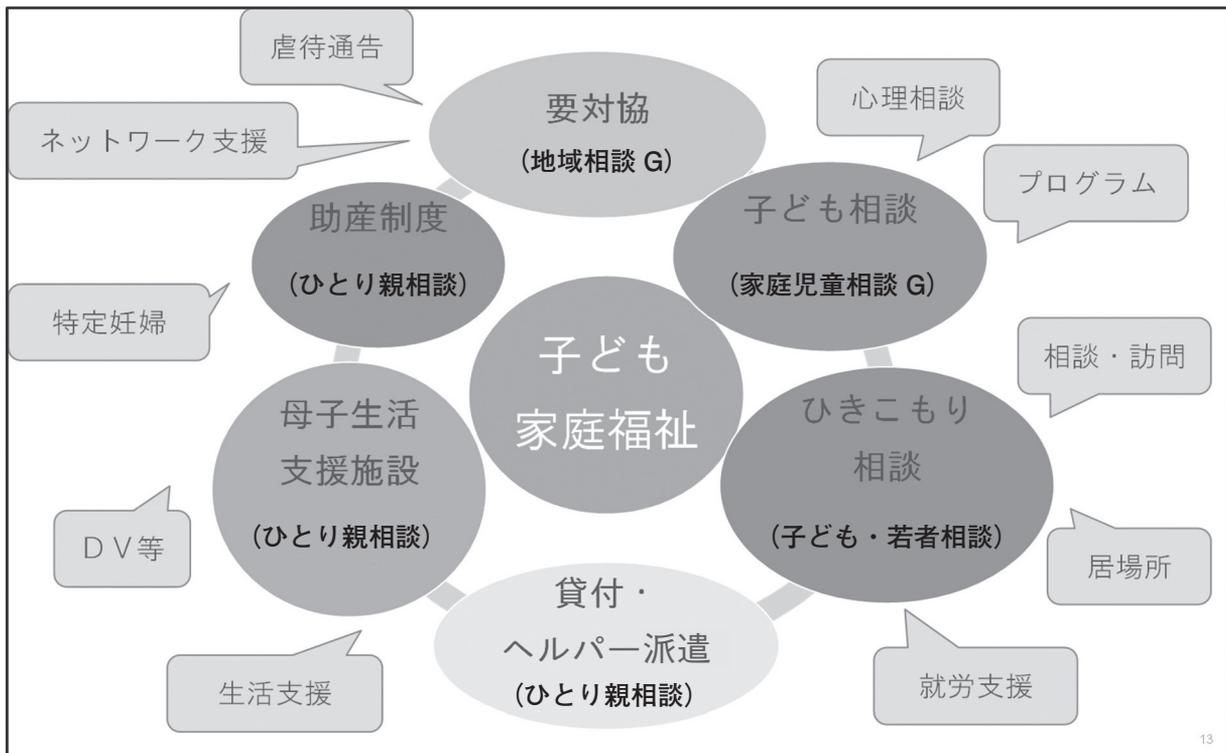
3. 在宅支援と地域ネットワークについて

平成 30 年 8 月発表の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第 14 次報告では、児童虐待が原因により死亡したケースの約 8 割が 3 歳未満の乳幼児で、0 歳児が 65.3%と最も多いという結果であった。これらのことを考えると、妊娠期から母親に対して地域で切れ目のない支援を行っていくことが重要である。

虐待を受けた子どもたちの 9 割が未就学児であり、法的権限のある児童相談所と役割分担し、地域のネットワークを構築していきながら、市町村において地域で丁寧に支援をしていくことが今後益々求められてくる。

枚方市では、子ども相談窓口の一元化を図るため、子ども総合相談センターを設置し、市町村の子ども家庭相談や、ひとり親に関する相談、助産・母子生活支援施設への入所や、ひきこもり等の子ども・若者の相談をセンターで行っている。また、平成 29 年 9 月から子ども家庭総合支援拠点に位置づけている。(図 2)

(図 2)

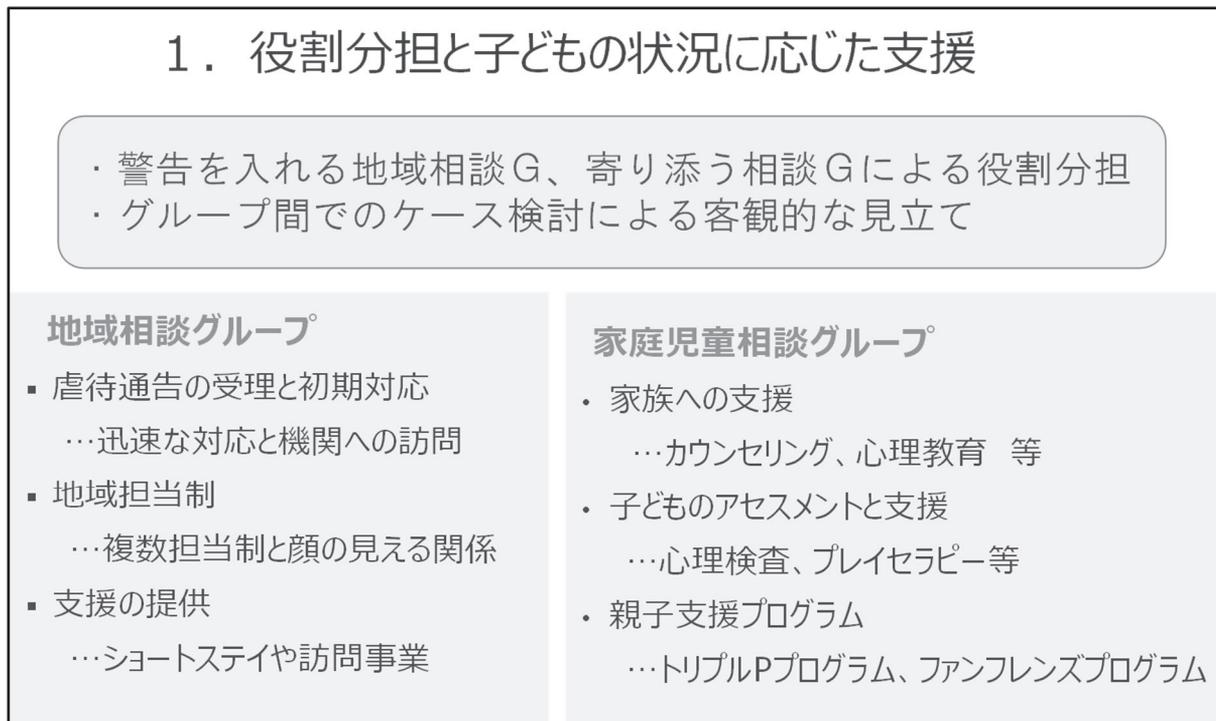


窓口一元化により、これまでの虐待通告の窓口や子どもの相談に加えて、助産制度の申請の際、特定妊婦に関わることができるようになった。DVなどで母子生活支援施設に入所される方への関わりや、ひとり親の生活支援としてのヘルパー派遣なども子ども総合相談センターが実施しているため、相談員間で情報提供がスムーズに行えるようになった。また、家庭児童相談は 18 歳未満の子どもが対象のため、18 歳に達すると関わりが途切れてしまうが、センターが子ども・若者相談を実施していることにより、18 歳以降も継続して関わりを持てるようになり、包括的な支援を行うことができるようになった。

3. 枚方市の支援の体制

枚方市では、家庭児童相談担当を2つのグループに分けている。家庭児童相談グループは、臨床心理士中心にさまざまな相談を行いながら、私立保育所への保育相談、障害児などに関するネットワークづくり、親子支援プログラムなどを実施している。一方、地域相談グループは、緊急性の高い児童虐待の対応を保健師、保育士、精神保健福祉士など多職種で地域の支援を行っている。(図3)

(図3)



それぞれのグループの役割として、家庭児童相談グループでは、臨床心理士がカウンセリング、心理検査、発達検査、子どものプレイセラピーを行っている。子どもの保護者からの相談の中で、早期に子どもの悩みから虐待の発見や、もしくは虐待に陥らないような未然防止、子どもへの適切な関わり方などを伝えている。

また、地域相談グループでは、地域担当制になっており、主担当と副担当2名ついている。そして地域と密な関係を築き、家庭訪問や虐待発見時の親の面接の際に、「なぜそんなことになったのか等」原因を専門の相談員と一緒に考えてみることで相談につなげる体制をとっている。利点としては、ひとつの家庭を地域相談グループの担当と、面接を行う親担当、そして子どものプレイセラピーや心理検査をする子ども担当など、複数のメンバーで関わることによって客観的な見立てができる点である。

4. 支援の具体的な取り組み内容

枚方市では、虐待予防のため、以下の取組を展開している。

- ① 「ファミリーポートひらかた」でのショートステイプログラム
- ② トリプルPプログラム (図4)
- ③ ファンフレンズプログラム
- ④ 料理教室
- ⑤ 学びの小部屋「きみいろ」
- ⑥ 親の子のあゆみ応援シート、ステップファミリーのための応援冊子

https://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/3-1-0-0-0_5.html

(図 4)

4. 親子支援プログラム 自己肯定感を高めて

トリプルPプログラム (Positive Parenting Program)

- ・ 前向き子育てプログラム
- ・ 10人前後の親グループによる5回のグループセッションと3回の電話セッション
- ・ 認知行動療法をベースの子育てスキルを学ぶプログラム
- ・ 父親向けプログラムや、休日の子育て講座の開催

ファンフレンズプログラム

- ・ 4～6歳向けの45分8回のプログラム
- ・ 保育所や幼稚園の保育時間に実施し、必要な家庭にも提供
- ・ 集団による学びとティーチャーズパワーによる継続的効果
- ・ 子どもへの実施・保護者説明会による親への効果

児童虐待の他、障害、ひきこもり、いじめ、DVなど、さまざまな相談のネットワークを重層的に構築し、連携していく必要がある。

虐待の世代間連鎖、保護者の知的障害や精神障害、そして貧困問題など、虐待の起こる要因は保護者だけの責任とは言えず、国、地方自治体、地域で子どもを心身ともに健やかに育成する責任を負うという児童福祉法第2条の理念について改めて考えさせられる。

市町村における子ども家庭支援と児童虐待の未然防止のためには、通告を支援のスタートとして、虐待が重度化してから関わるのではなく、早期に関わり重症化防止ということに力を入れていくことが市町村の役割になると考えている。また福祉、保健医療、教育、地域のネットワークで継続的な支援を行い、世代間連鎖を断ち切ることも大切な私たちの役割であると考えている。

【分科会】

【グループワーク（事例検討）】

虐待を受けて育った保護者へ要保護児童対策地域協議会によるネットワーク支援を行った下記の事例について、どのような課題があったか、またどのような対応策が適切であるか意見交換を行い、協議内容を共有した。

1. ネグレクト事例

自分自身が虐待を受けて育ち、育児に関するロールモデルがないことからネグレクトとなっていた事例。母親へは保健師が予防接種などの母子保健情報を、保育所が具体的育児の支援を行い、学校で社会性や教育的配慮、生活力を身に着ける支援を行い、子ども総合相談センターで機関のコーディネートや福祉制度を紹介する役割を担った。

2. 心理的虐待と身体的虐待の事例

母親が子どもへの拒否感が強く頻繁に手が出る、心理的虐待と身体的虐待の事例。保育所から母親相談を進めてもらい親子の通所相談を行ってきた。

一時保護の後も母親と子どもとの距離を取るために約10年間ショートステイを継続利用し、親子関係の調整を行った。

3. 身体的虐待事例

子どもの発達の困難さと問題行動に対して暴力的な育児をしてしまう身体的虐待事例。保健センターから相談につながり、親子支援プログラムにも参加することになった。その中で「叩く以外の方法があったなんて」と自信を付け、子どもの発達障害を理解し、通院を始めるようになった。

4. ネグレクト事例

親が子どもに「学校など行かなくていい」という姿勢で、兄弟すべてが登校しておらず、学校からの連絡にも出ないという教育ネグレクトの事例。長期化することでネグレクトに当たるのか、子ども自身の意志によるものなのかの判断が困難な状況であった。家庭訪問の中で、親の思いを聴きとり、お料理教室などの情報提供することで、登校につなげることができた。

【参加者の協議内容】

- ・ショートステイを利用する家庭を見ていたものの、認知度が低く、利用頻度はあまり多くはなかった。継続的な利用につなげるためにはどのような見立てがあったのかという疑問が生まれた。
- ・児童養護施設の利用者の職員に対する「この人がいるから安心できる」「この人知っているから安心する」という関係性が求められる。
- ・地域の中には家庭にも目配り、気配りしてくれる人は多く、このような方々とも協働して支援を行っていきたいのだが、それができないのが現状。行政からの連携の支援や調整をしていただきたい。
- ・地域全体で支えていくというような体制づくりをし、家庭復帰へ向けた親支援ができるとよい。それを子どもたちの支援につなげていけるとよい。
- ・発達障害に関する知識を正しく伝え、要保護児童の援助につなげていきたい。

【協議内容に対しての講師のフィードバック】

- ・地域におけるネットワーク支援では、保護者へ「あなた頑張っているよ」といった受容する役割と「これではいけないよ」といった指導する役割の分担が必要である。また、その中では直接的な支援を担う役割と、その担当が行き詰らないよう間接的な支援を担う役割の両方が大切である。
- ・身体的虐待と違い、心理的虐待はわかりにくい実態があり、要保護児童が「本当につらいんだ、家に居場所がないから助けてほしい」と思った時に頼ることができる場所になれるとよい。
- ・発達障害を持つ子どもへの身体的虐待には、保護者自身が発達障害を持っている場合がある。そのような保護者には認知行動療法で不安を解消することができることがあるため、支援の一つとして取り入れていくこともよいかもしれない。

【まとめ】

児童虐待防止においては、時には長期化し、なかなか改善しない時など、そこに関わる地域や関係機関の職員等との間で「必死で関わっているのに、どうして他機関はやってくれないのか、わかってくれないのか」という不信感や焦燥感、怒りといった感情を持ってしまうこともある。地域におけるネットワーク支援を行っていく上では、各関係機関が自分たちのできる範囲や限界を伝え合うことで相互理解を深めていくことが重要である。このような情報共有があるからこそ、地域として虐待をなくすとははいかなくとも、重症化しないよう軽度の段階で留め、支援することができるのではないかと思う。

また、支援者が燃え尽きないためにも、自身の心身の健康を維持・増進するように留意してもらいたい。自分に支援を届けると他人にも支援を届けることができると思う。今後も関係機関とのつながりを大切に、手を取り合いながら支援に取り組んでいただきたい。

第2分科会

【不登校】

「不登校ってどんなこと？～支援の現場から～」

佐藤 真一郎

(認定特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク フリースクール事業部統括)

1. はじめに

2017年、小中学生で年間30日以上休んだ子どもは14万4031人にのぼっている。また、「不登校」と判断された小中学生は5年連続増加しており、過去最多となった。

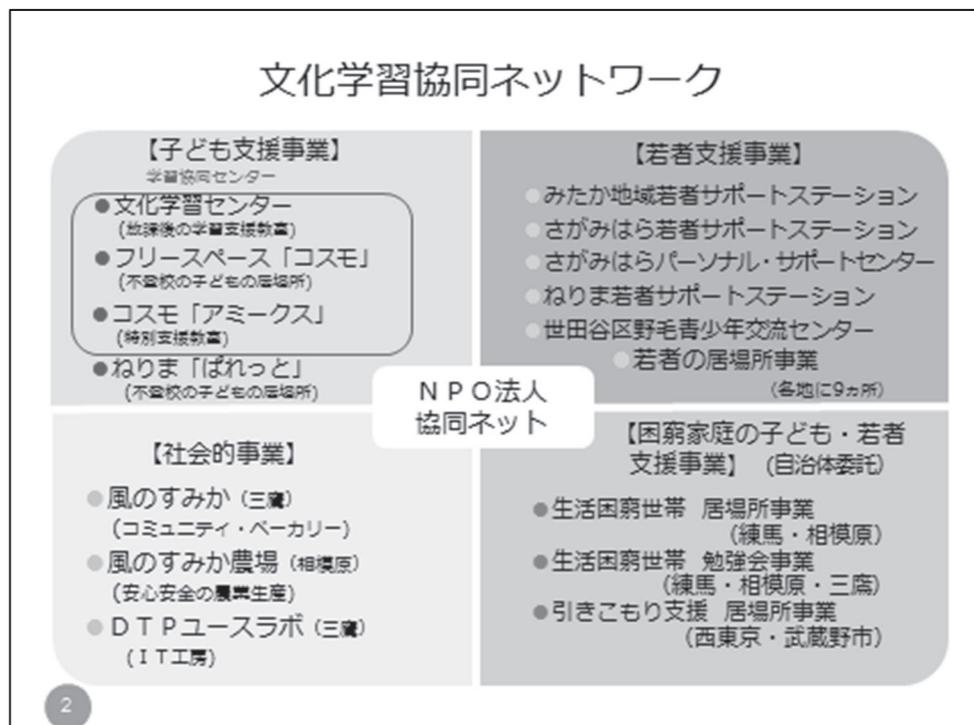
不登校の問題については、社会状況の一つだと言われるようになり、学校の問題だけではなく、地域全体の中で子ども達を支えていくことが大切である。

現在、NPO法人文化学習協同ネットワークには、母親から不登校に関する相談の問い合わせが絶えず届いている。今回は、NPO法人文化学習協同ネットワークの取組を通じて、不登校の問題における課題や現状についてお伝えする。

2. NPO法人文化協同ネットワークについて

(1) NPO法人文化協同ネットワークとは

現在、NPO法人文化協同ネットワークは、子ども支援事業、若者支援事業、社会的事業、困窮家庭の子ども・若者支援事業の4部門で運営しており、子ども達の学習支援や不登校児童・生徒の居場所づくり、若者の社会参加や就労支援を行っている。



(2) NPO法人文化協同ネットワークの沿革

第I期「父母運営の塾づくり運動」

1970年代、高校進学率が90%を超え、受験戦争が激しくなった時期であり、当初は不登校の子ども達への支援をしておらず、1974年にできた「父母運営の塾づくり運動」から法人がスタートして

いる。勉強ができない、学校が窮屈に感じる子ども達が集まり、地域の保護者の要請に応える形で、中学生のための勉強会を三鷹市で開設し、1985年に父母運営の塾づくり運動に参加した。

第Ⅱ期「不登校の居場所づくり」

1980年代中頃から、学級崩壊やいじめといった問題が社会問題となり、1990年代に入って不登校の子ども達のための居場所づくりとして、「フリースペース・コスモ」を開設。学校的なイメージをなくすため、フリースクールから子ども達に変更し、現名称に名付けられた。この頃から、不登校は個人の病理や特別な家庭の病理ではなく、一種の社会病理とする見方に変化し、居場所という言葉が一般化される。

●居場所とはなにか

参加する場（関係）からあなたは「君のままでいい」「必要な人なんだ」という承認を受け、自己や他者への信頼を回復しながら、次の社会参加や求職活動に向かうベースキャンプである。

① 評価的まなざしから自由になれる空間

- ・素の自分の表出が受け止められる安心安全な親密圏
- ・「失敗」も「NO」もOK
- ・「ねばならない」から解放され「やりたい」ことへ

② 人と人との関係性がひらける空間

- ・対話と応答性（レスポンス）に満ちた場
- ・1にミーティング、2にミーティング
- ・暴力の文化から平和の文化へ
- ・他者の視点から自己をみつめる（他者の他者）

③ 社会参加と出会いが生まれる空間

- ・「つながり」を外にひらく機能を持った「場」
- ・いろんな人が出入りする場、異文化交流
- ・他者との関係で自分らしさ、コミュニケーション力が現れる

第Ⅲ、Ⅳ期「NPO法人としての若者支援、若者支援事業の展開」

2000年代より、8050問題や7040問題が問題となる中、生活保護を含む子ども達や若者が、学校等での負の経験を引きずり再チャレンジできない状況をなくすため、早期に関わることを重要とし、関係省庁と連携し、サポートステーションのオープン等の「若者支援」に取り組んでいる。

●若手支援事業の展開一例（一部抜粋）

■厚生労働省

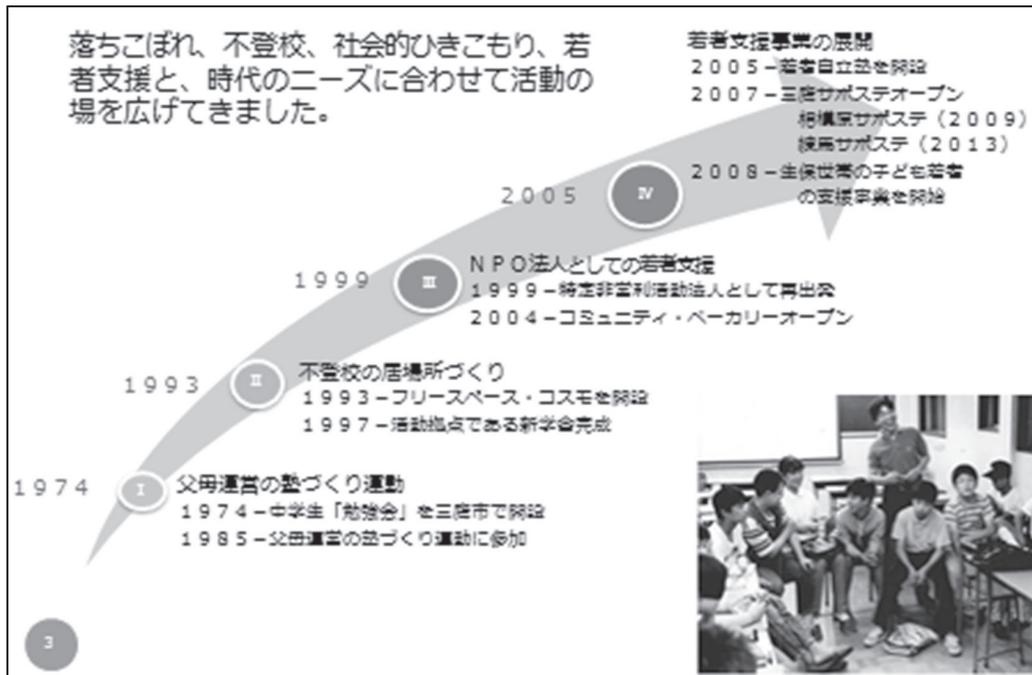
- 2005～2010年 若者自立塾
- 2007年～ みたか地域若者サポートステーション
- 2013年～ ねりま若者サポートステーション

■文部科学省

- 2008～2016年 生徒指導・進路指導総合推進事業

■内閣府

- 2012～2015年 さがみはらパーソナル・サポート・センター事業



3. 取組事例

フリースペース・コスモでは、長野県で1年間、地元農家のサポートを得ながら、種まきや代掻き、田植え、お米の収穫までを全て手作業で行っている。また、年に1回、報告会を実施しており、作業を支えていただいた農家の方々や活動資金の援助をいただいているお米サポーターの方々に、自らが体験したことを言葉にし、文章にまとめて報告する。

また、同施設内にある、コミュニティーベーカリー「風のすみか」では、「顔の見えるパン屋」として、地域の住宅やイベントでの配達や販売、近隣保育園への給食やおやつ用のパンとして配達を行っており、若者たちが社会と出会う機会を創出している。さらに、「若者が学ぶ・働く場」として、社会に参加することにハードルを感じる若者が、多くの人々との出会いから、働くことへの自信や喜びを感じることでできる取組を実践している。

<p>お米作り体験</p> <p>長野県佐久地方での代かきから収穫まで、地元農家のサポートを得て1年間をかけた農業体験です。</p>	<p>パン屋de仕事体験</p> <p>コミュニティーベーカリー「風のすみか」でのパンづくりプログラム。自分たちのレシピも開発します。</p>
<p>冒険旅行</p> <p>高知県四万十川を上流から下流までの80kmを10日間のキャンプ生活をしながら歩く冒険の旅です。</p>	<p>異文化交流</p> <p>世界に友誼を広げよう。ベトナム、韓国での異文化交流から日本が違った視点から見えてくる。</p>
<p>しぜん・里山生活体験</p> <p>神奈川県津久井の里山の自然と畑と古民家をフィールドにした農業体験、野外活動、川遊び、合宿など。</p>	<p>その他の体験プログラム</p> <p>自分の隠れたエネルギーを目ざめさせるワークショップ、プロジェクアドベン、インプロワークショップなど。</p>

4. おわりに

不登校の子ども達を応援する新しい法律、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、通称「教育機会確保法」が平成 28 年に成立した。この法律の成立する 1 年前、平成 27 年度の不登校を理由に 30 日以上欠席した小中学生は約 12 万人であり、この 2 年間で急激に増加している。

この法律は、学校復帰を大前提としていた従来の不登校対策を転換し、学校外での「多様で適切な学習活動」の重要性を指摘している。不登校児童生徒の無理な通学はかえって状況を悪化させる懸念があるため、子ども達の「休養の必要性」を認めた。この法律の 3 条では、国、地方公共団体、フリースクールや親の会等民間の団体、そしてその他の関係者がお互いに協力して連携していくことが謳われている。それは、「休むときには休んでもよい」「フリースクールや夜間中学、教育支援センター、ホームスクールその他いろいろな居場所、学びの場、自分で選んでもよい」という内容である。

そして大事なことは、我々のように子ども達が集まってくる場所は、子どもや親に必要な情報を提供することである。長い間ひきこもっていると、何か行動したい時に情報がなく、「もっと早くこのような場所があることを知りたかった」という声も多く聞かれる。この法律により学校以外の居場所の情報提供が積極的に開示されることを願っている。

最後に、我々も学校だけではなく、地域全体で不登校の子ども達を支えていきたいと思っている。今日の青少年の抱える様々な問題が複合化している中、ネットワークを組みながら子ども達を支えていくことが大切である。

【分科会】

【グループワーク I（事例検討）】

各グループで、現在自分が相談されている、あるいは困っていること、出会ったことのある子どもへの対応を共有し、グループ内で意見交換を行い、協議内容や講師への質問を共有する。

【参加者の協議内容】

- ・不登校からひきこもりとなってしまう過程で、支援者としての関わり方を考えたとき、アプローチの方法や待ち方に困っている。
- ・どこでも情報を得られる社会の中で、「なぜ学校に行かなければならないのか？」という質問に答えることができない。
- ・高校生のその後、それ以降につながるその先の居場所はどうすればよいか。義務教育以降の関わり方が難しい。
- ・フリースペース・コスモのルール作りはどのようにしているのか。

【講師からのフィードバック】

- ・登校刺激はしてはいけないという考え方もあるが、全てがその通りではないと考えている。いつまで待つかという考え方に対しても、関わりを全く持たずに待つことは無理である。突然外に出るのは難しいため、少しずつ子ども達に対して選択肢を出しながら、子ども達の世界を共有することから始める方法もある。
- ・「なぜ学校に行かなければならないのか？」に対し、社会が議論せずに現在に至っていることが問題であり、今子ども達が行けなくなっている学校とはどういうものなのかを問わなければならない。それを子ども達と一緒に議論することが大切である。子ども達にとって、学校はどう見えているか、どのような学校なら行きたいか、何を学びたいか等を議論し、自ら学びたいものを作っていくことが大切である。
- ・フリースペース・コスモでは居場所の中でルールを設けていない。皆で活動するときは、どんな思

いで居場所に来たのかを話し、どのような場所にしていきたいか議論をしている。

【まとめ】

分科会Ⅱでのポイント

- ・不登校の問題に対して、学校や保護者が同じ共通理解を持つ場が必要である。また、社会的な支援を知らない、関わることのできない保護者に対しての支援が課題である。今までの価値観を急に变えることは難しいことだが、この2日間で学んだことをきっかけとして、交流や情報共有を図ることが大切である。
- ・不登校の子ども達に多様な成功体験を積んでもらう事で、社会に出ていく自信を身に付けることができる。その場所が学校以外に、フリースクールや青少年教育施設にあることを学校の先生や保護者に知ってもらうことが必要である。
- ・ゲーム依存から不登校になってしまったが、単位制の高校に編入したことにより、再び学校に通えるようになった事例がある。不登校の改善策として、多くの策を提供できる環境をつくることも手段の一つである。
- ・様々な専門的な観点があるが、学校としては、子ども達同士で関わることで生きる力を身に付けさせる、自己選択・決定をする環境を整えることが大切である。
福祉の面では、子どもだけでなく保護者へのサポートを充実させる必要がある。保護者に拒否され、子どもの状態を把握できない環境もあるため、人間関係を構築し、柔軟に対応する、また繰り返し訪問を行うことから始めなければならない。
- ・義務教育を過ぎてしまうとその後のアプローチが困難である。そのため義務教育世代中に不登校の子どもへアプローチし、義務教育世代が終了しても、頼れる場所があることを早い段階で周知していくことが必要である。

講師まとめ

不登校の問題については、答えが分からない、それだけ解決策を試行錯誤しているところであると感じている。ただ、近年、社会も変化しており、学校からの視察や教育委員会からの視察がフリースクールでも増え、これからは「連携」の時代となる。その役割分担については、難しい部分もあり、はっきりと線引きができるわけではない。ただ各機関がお互いに重なる部分を解決していくことが重要である。

例えば、アプローチが民間の力だけでは難しい家庭に、自治体や福祉、学校、そして就労も含めて「連携」することが大切である。

最後に、テーマでもある青少年の複合化した課題を地域で支えるため、共に声を上げながら、行政や民間がパートナーシップを組み、子ども達が生きやすい地域、自立しやすい地域を作り上げていくことが重要であり課題となる。今の子ども達の課題、若者たちの課題というものは多岐にわたっており、簡単に解決することは困難であるが、共に「連携」し議論を深めていただきたい。

第3分科会

【いじめ】

『『自尊心とコミュニケーション』チャイルドラインから見える子どもたちの諸相『いじめ・自殺などの背景にあるもの』』

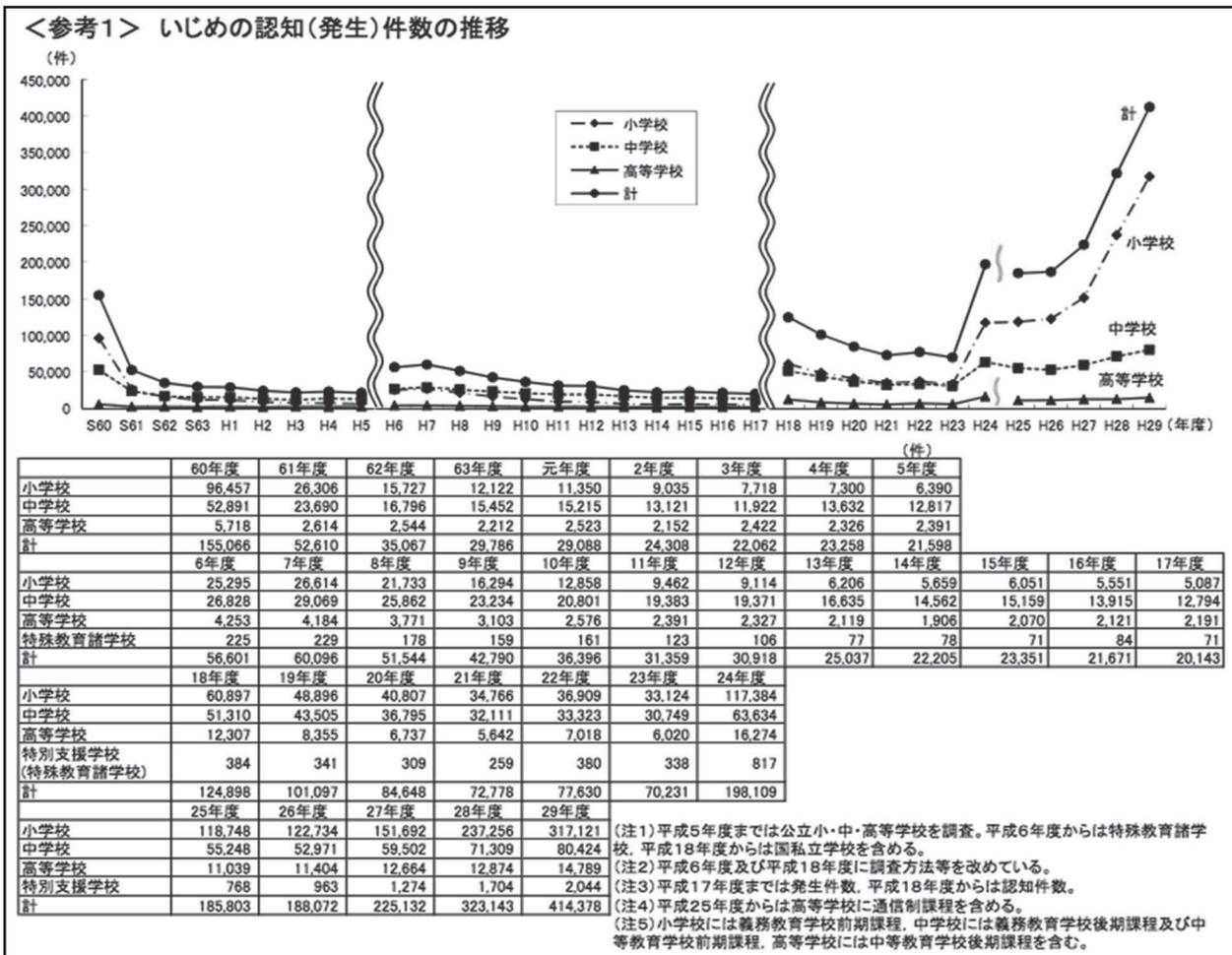
神 仁

(認定NPO法人チャイルドライン支援センター 前代表理事)

1. はじめに

現代ではいじめや自殺、不登校、ひきこもり及び児童虐待など様々な問題が複合化し、青少年を取り巻く、問題となっている。本分科会では「自尊心とコミュニケーション」をテーマとし、チャイルドラインからうかがえる子どもたちの諸相について講述する。

現在、日本におけるいじめの認知件数は平成29年度で40万件を超えており、小学生の認知件数が急増している。自殺についてみると、全世代で減少傾向にある中、19歳以下に限っては増加傾向にある。自殺をする子どもの10人に1人がいじめが原因であるというデータがある。講師自身の感覚的には自殺をしている子どもの半数は何らかの形でいじめを経験していると考える。子どもたちが自死を選択する経緯として、社会や自身のコミュニティから疎外される孤立感や孤独感からくる構造的な要因によるものである。



「平成29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」
 (文部科学省：平成30年10月) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/10/1410392.htm

「この世に生きている意味などあるのだろうか」「こんな世の中に生まれてこなければよかった」「こんなつらい状態なら早く死んでしまいたい」といった苦しみを「スピリチュアルペイン」と呼び、世界保健機関は、肉体的（フィジカル）、精神的（メンタル）、社会的（ソーシャル）の三つの面から健康を定義してきたが、近年、人間の尊厳などを視野に霊的（スピリチュアル）を加えた議論がなされている。このスピリチュアルペインが子どもたちにとっても自尊感情の低下につながり、これが前述した様々な子どもたちの問題に関連している。日本の子どもや若者は諸外国と比べ、自尊感情が低いという調査結果があり、自尊感情が低いことがいじめや自殺念慮へ影響していると考えられるため、子どもたちの自尊感情を高めることは教育課題にもなっている。

2. 「チャイルドライン」とは

(1) 仕組

チャイルドラインは電話実施団体とチャイルドライン支援センターの協働で行っている事業であり、現在全国 40 都道府県に 70 の電話実施団体がある。電話を受けるのは「受け手」と呼ばれるボランティアで、団体はそれぞれボランティアを募集、養成し、交替で全国の子どもからの電話を受けている。対象となるのは 18 歳までの子どもであり、毎日 16 時から 21 時の時間で対応する仕組みである。

(2) 理念

活動は「子どもの権利条約」の理念・精神を基本として行っており、特に第 3 条にある「子どもの最善の利益」を一番に考えている。具体的には次の 3 つである。

- ①子どもが人としてその存在を尊ばれ、安心 & 成長 & 自立を支えていく場の提供
➡ Self-esteem
- ②子どものこころに寄り添うことによって、子どもが自分の力に気づき、その力（生きる力）を育んでいく場の提供➡ Empowerment
- ③子どもたちの声やこころを社会化していく機能➡ Advocacy

これに加え、2015 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」（17 の目標 169 のターゲット）の考え方も取り入れて活動をしている。目標の 16-2 において、子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅するとあるように、いじめや虐待も暴力としてとらえ、2030 年までに撲滅する努力を課されているということを念頭に活動に取り組んでいる。



(3) 歴史

- 1970 年代 ヨーロッパでスタート（キンダーテレフォン 1979 年）
- 1986 年 虐待専用電話としてイギリスチャイルドラインがスタート
- 1998 年 日本でトライアルスタート
- 1999 年 NHK チャイルドライン開設（教育テレビ 40 周年記念番組）
チャイルドライン支援センター設立（11 月）
- 2003 年 チャイルドヘルプライン・インターナショナル（CHI）設立

- 2009年 全国統一フリーダイヤル実施
- 2016～17年 オンライン相談キャンペーン実施（3月／8月～9月／11月）
- 2017年 夏休み明けに向けたいじめ防止キャンペーンを文部科学省に提案
- 2018年 オンライン相談常設化

(4) 子どもへの「4つのやくそく」

チャイルドラインは子どもたちが安心して相談できるように、子どもに対して次に挙げる「4つの約束」をしている。

- ①ヒミツはまもるよ
子どもが安心して話をできる場を提供するため、話の内容をそのまま第三者に伝えることはしません。
- ②どんなことも一緒に考える
特別な悩みだけでなく、どんな些細なことでも一緒に考えることを約束しています。
- ③名まえは言わなくていい
お互い匿名で相談することで、子どもが安心して話をできると考えています。
- ④切りたいときは電話を切っていい
話をするかどうかは子どもが主体的に選択できます。

(5) チャイルドラインから見える子どもたちの今

チャイルドラインには毎年20万件以上の電話がかかってきており、そのうちコミュニケーションのとれた68,000件（2016年）の内容は話し相手を求めるものから深刻な悩みまで様々である。2016年の着信状況は次のとおりである。

	2016年度	一日あたり
発信数	563,948件	1,571件
着信数	209,243件	583件
かけた人数	263,069人	733人
つながった率	79.5%	
会話成立	58,686件	163件
平均通話時間	16分28秒	
発信元	携帯…73.9% 固定…22.0% 公衆…4.1%	

また、子どもたちが電話をかける動機に注目すると最も多いのが「聴いてほしい・つながっていたい」であり、ある意味では、家庭や学校や地域社会の中で自分の思いを聞いてもらえないという子どもたちがやはり多いと推察できる。また、学校やSNS上で本音を言うことで、それがいじめのきっかけになると心配し、「親には迷惑をかけたくない」「どこにも話場所がない」「本音トークができない」といった子供たちがチャイルドラインを利用しているのである。

動機	全体	男子	女子	不明
聴いてほしい・つながっていたい	61.5%	58.1%	66.1%	55.6%
何らかの助言がほしい	24.2%	23.4%	25.3%	21.4%
試しにかけてみた	8.0%	10.4%	4.9%	10.8%
その他	6.3%	8.1%	3.7%	12.2%

電話で話す内容については全体でみると「人間関係」に関する内容が最も高く、「いじめ」に関しては全体で6.1%となっている。

全体		男子		女子	
人間関係	17.5%	性への興味・関心	17.0%	人間関係	28.1%
雑談	13.3%	雑談	13.6%	雑談	12.8%
性への興味・関心	10.0%	性行動	12.5%	こころに関すること	9.1%
性行動	7.4%	人間関係	9.1%	いじめ	7.5%
こころに関すること	6.3%	身体に関すること	8.1%	恋愛	5.5%
いじめ	6.1%	恋愛	6.3%	学びに関すること	3.8%
身体に関すること	6.1%	いじめ	5.0%	身体に関すること	3.6%
恋愛	5.9%	こころに関すること	4.1%	進路・将来	3.4%
学びに関すること	3.0%	進路・将来	2.5%	生き方	3.3%
進路・将来	2.9%	学びに関すること	2.4%	虐待	2.6%
その他	21.5%	その他	19.4%	その他	20.3%

【子どもからの声】

「僕が何もしていないのに、教室で歩いていると足をかけてくるんだ。転びそうになる。背中をバーンって強く殴られることもあるんだよ。この間は、お母さんが買って来て大切にしていた筆箱が壊されていたんだ。給食に消しゴムのかすを入れられてこともある。そんな時は気持ち悪いので食べれないよ」（小学生 男子）

「埼玉の親戚の家に避難してきているの。いやなことがあるんだ、「どこから来たの」って、毎日聞かれるの。言いたくないけど仕方がないから、「福島だ」って言うと、放射能うつるって言われたの。危ないから一緒に遊ぶなってお母さんが言ってるって。福島に帰りたいな、でも、だめだよね・・・」（小学生 男子）

(6) 新たな展開と課題

電話での直接的な話に加えて、2016年からインターネットを用いた相談をトライアル実施してきた。そして2018年にオンライン相談として正式に設置した。オンライン相談には子どもと受け手の会話のペースが電話の場合より遅く、受け手はその先の対応を考える時間的余裕があったり、文字情報だけのため子どもの自己開示が容易であるなどの利点がある一方で次のような課題がある。

- ・会話のペースが遅い分、模範的な回答を用意する際に時間を要し、受け手自身のフラストレーションにつながるかもしれない。
- ・子どもと受け手、お互いの声が聞こえないので、誤解が生じやすく、文字情報が持つ意味の世界を想像・確認し、意味を共有することが重要である。
- ・電話と違い声が聞こえない分、子どもの年齢が分かりにくい。また、子どもが書いた言葉、文字、句読点、記号の使い方共感、理解を示すことが受け手に能力として求められる。
- ・子どもの言葉を反復するという手法は、オンラインだと、単に繰り返しのよう受け止められ、場合によっては揶揄されていると感じる子どももいるかもしれない。

上記に示した通り、文字情報だけのコミュニケーションには課題がある。単語だけで返すといういろいろな誤解が生じてしまうため、フルセンテンスで文書は返すというのが原則である。コミュニケーションにおいて、自分の意味の世界に引き込むのではなく、相手の意味の世界に共感し、入り込み、理解し、寄り添うことが重要となる。

3. おわりに

チャイルドラインが実施している子ども支援のための3つの柱がある。1つ目が子どもの安心安全なこころの居場所づくりや自尊感情の向上を目指すための電話、オンライン相談による傾聴及び寄り添いである。2つ目は子どもの感情表出やコミュニケーションに関する自尊感情を育むアウトリーチのプログラムの展開である。3つ目は子どもの最善の利益を担保できる社会システムの構築を目指し、子どもの声やこころの社会化、つまり社会システムの変換である。

また、これとは別に子どもに向き合う際に意識する事項として、子どもたちの中での死生観の育みや気づきということである。「命のつながりというのは何なんだろうか」、「我々はいろいろな命によって生かされている」、「先祖の誰が欠けても今の自分は存在しない」などといった、命のつながりを子どもたちに気づかせ、考えてもらいたいということである。さらに、死が命の終着点なのかどうかということなどを子どもの頃から感じさせ、考えさせることが我々周囲の大人の役割として重要であると考えられる。これにより子どもの情操が育まれ、様々な問題行動を回避することができ、予防策になると信じている。

【分科会】

○事例内容

いじめをテーマに友人との身近なコミュニケーションを題材に、関わり方でその後の関係が変わることをフォーラムシアターの手法を用いて体験し、客観的な視点からより良いコミュニケーションのあり方のヒントを得る。今回のいじめの場面としては、加害者側がいじめと意識していないものであり「外し」や「同調」がテーマとなっている。具体的には学校の授業で職場訪問をすることになりグループで訪問する職場を決める話し合いをしている。

<p>シナリオの設定</p> <p>授業で職場訪問をすることになり、グループで訪問する職場を決める話し合いをしている。</p> <p>登壇人物</p> <p>A: 学級委員。勉強が好き、本を読むのが好きで、本屋に行きたいと思っている。自分が正しいと思うことを、周りも同じようにするべきと思う。</p> <p>B: 勉強が嫌い。職場訪問はめんどくさいので、遊べて楽な所がいいと思っている。自分の意見は押し通したい。</p> <p>C: 周りの空気を読み、ケンカやいざこざに巻き込まれるのは避けたいと思っている。行きたいところはAやBとは別にあるが、言わない。</p> <p>※登壇人物はキャラクターが際立っていた方が話しやすい。しかし演じる人によって柔軟性、変化の可能性を持たせて良い</p> <p>※観客へのスタンスと、コミュニケーションのパターンを設定する。大人の観客が介在しないよう、まだ話を聞いて、悪い子にしないよう注意する</p> <p>※観客へのインタビューを交えながら進めてもOK</p> <p>※進行次第で、観客が巻き込まれる可能性を持っている</p>	<p>シナリオ ※スタートするとき、「始めます、ハイ！」などの合図があると良い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ A: 今度の職場訪問、僕は**書店(地元の本店)に行きたいと思ってるんだけど。 ○ B: は？**書店？いやだ。 ○ A: どうして？ ○ B: オレ、本嫌いだし。 ○ A: 僕は本読むの好きだから、どうやってお店に本が並ぶのを見てみたい。 ○ B: さすが、学級委員は言うこと違うね〜。俺たち原悪いから本なんか読まねえもん。頭悪い奴ばかりしてんだろ。 ○ A: そんなことないけど... ○ B: 俺たちは△△△(地元の子どものたまり場)とか行きたいな〜。なあ？ ○ C: えっ？ ○ B: △△△の仕事が見てみたいよな〜？ ○ C: うん。 ○ B: はい、多数決で△△△に決定ね〜！ ○ A: え？でも... ○ B: うるさいよ、多数決なんだからいいんだよ！ ○ C: うん。
---	---

○参加者の協議内容

グループ1：Cの想いを聞いていない状況であるので、Aがリードして意見を聞くようにしてあげればよかったのではないかと。また意見の決定方法についても一方的に多数決にするのではなく合議の上決定できればいいのではないかと。つまりお互いが聞き合うことをしなければならない。

グループ2：全員が意見を出せるような雰囲気を作らなければならない。現状だとBの意見に圧倒されCは意見を言えない状況である。

グループ3：Aがポイントとなる。Aがファシリテータ的な役割を担うのであればBの意見を肯定しつつ、Cの意見を表出させる言葉かけをするべきである。また、(書店や地元の子どものたまり場)の良さを整理し、全員の選択肢を広げることも有効である。

グループ4：Cの意見を出してもらい、3つの候補の中から3名が納得のいく決定をしなければならない

ない。納得がいく決定には妥協も必要だろうし、協議をすることで3名にとって最も良い答えが導かれるかもしれない。

○講師のフィードバック

コミュニケーションの基本は思いや感情の表出ではなく共有である。日本人は同祖同血国家な民族的特徴があり、「人は皆似ているし、同じことを考えている」という思考を持ち、「普通」を意識した自己表現（同行動）を行う。つまり周囲と違う言動をすることでコミュニケーションが決裂するなど同調圧力が非常に強い民族である。日本の社会においてコミュニケーションが断裂することでストレスの高まりや自信の喪失、自尊感情の低下、ひどい場合には自死に至るのである。子どもたちの自尊感情をいかに高めるか、想いを共有できる取組ができるかが子どものいじめや自死をなくすためには重要である。

第4分科会

【発達障害】

「発達障害の新しい見方と対応の基本」

近藤 清美

(帝京大学文学部心理学科 教授)

1. はじめに

ここでは「発達障害の新しい見方と対応の基本」として、障害をどう捉えるか、またその対応の基本を学んでいただきたい。

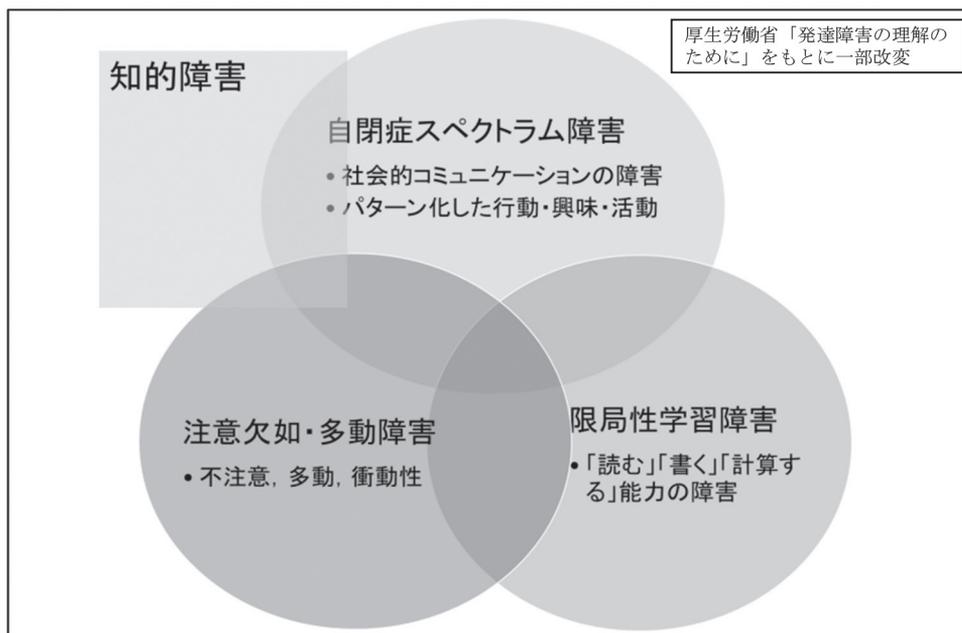
2. 発達障害について

障害は、身体障害、精神障害、知的障害に分類されるが、発達障害はどこに入るのだろうか。

発達障害者支援法には、発達障害について定義されており、現在の診断基準では、明確に「脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされている。

代表的な診断名は「自閉症スペクトラム障害」「注意欠如・多動障害」「限局性学習障害」が挙げられ、「自閉症スペクトラム障害」「注意欠如・多動障害」については、「知的障害」を伴う場合があるが、「限局性学習障害」については、「知的障害」は伴わないことは既に学んでいる人も多いと思う。(図1)

(図1)



発達障害が、「脳の問題」であるということは、「心の問題」であると言える。心は、以下のとおり「知情意」で表現される。

知→認知、知能 —— 知識や学習の問題
 情→情動 —— 社会性や行動の問題
 意→意識 —— 主観, 意図, 実行機能の問題

私は、発達障害とはこれらの「凸凹」であると考えている。つまり、脳の機能の凸凹であって、私は、「発達凸凹」と呼んでいる。

ここで、発達障害の人たちの持つ感覚について考えたい。私たちの世界は、誰もが異なる感覚で捉えているのではないか。見ているもの、聞こえているものが同じでも、その見方やこだわりは、人それぞれであり、発達障害の人たちは、その見方の違いやこだわりを否定されることから、生きていく

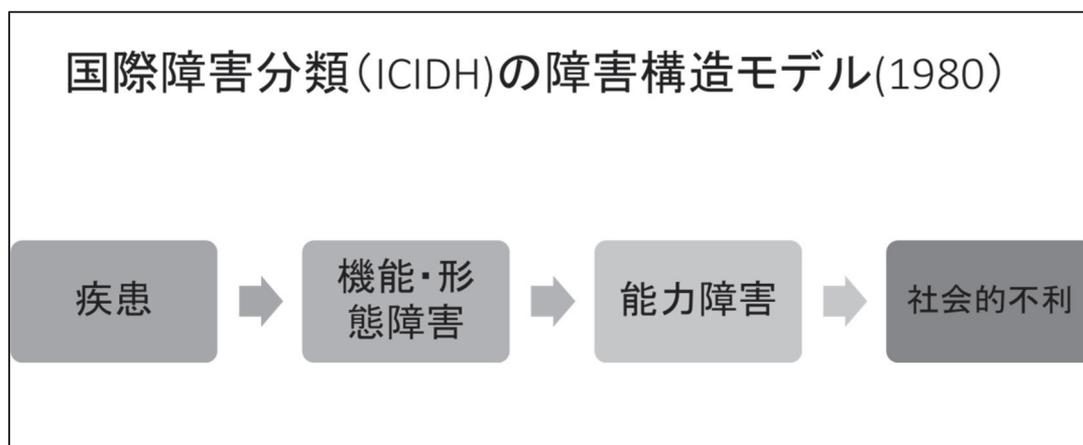
ことに不便を感じているのではないか。

しかし、そこには、スペクトラムがあり、「限りなく普通の人」から「限りなく大変な人」までいて、みんな同じ脳の使い方をしていない。人によって物の感じ方や学習の仕方が違うものであり、そのような異常性は誰にでもあって、凸凹がある。それが、場面によって困難であったり、平気であったりする。そして、現在生きていくうえで困難であれば「障害」と呼ばれるものになる。

3. 国際障害分類 (ICIDH) から国際生活機能分類 (ICF) へ ～障害のとらえ方の大きな変化～

障害のとらえ方は、「国際障害分類 (ICIDH)」におけるモデル (図 2) から、「国際生活機能分類 (ICF)」におけるモデル (図 3) へと変化した。

(図 2)



(図 3)

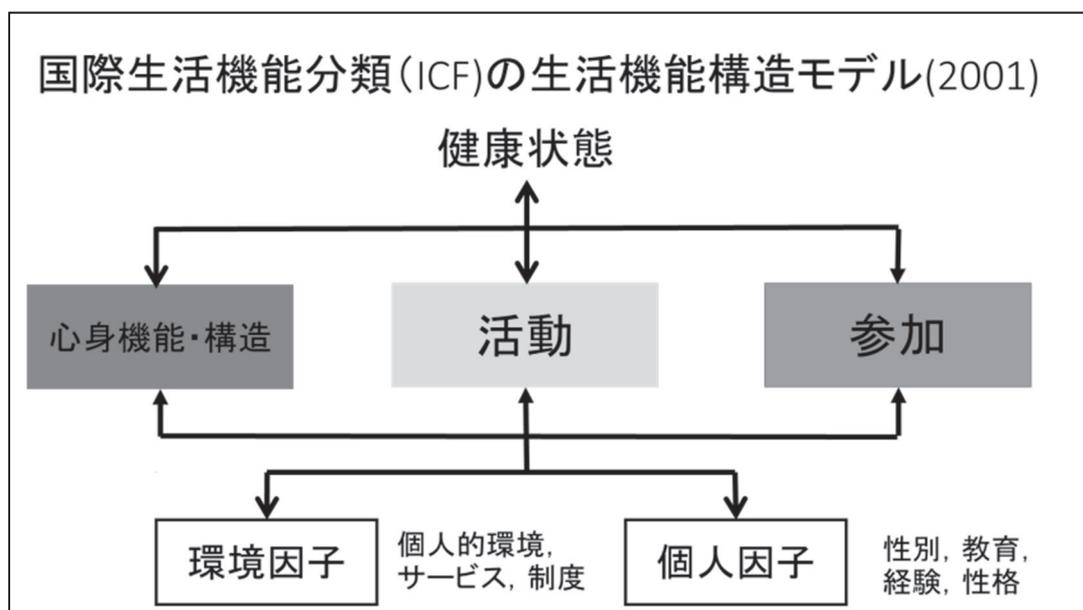


図 3 にあるとおり、障害とは、1つの要因によって決まるものではない。個人の中のみあるのではなく、環境との相互作用に因る、という考え方が大切である。例えば、学校で、普通の学習方法では勉強ができないという場合、たちまちにして学習障害かと言われてしまうが、そこに「その社会は誰がどう決めているのか」という疑問を持つことができれば、「社会のあり方によって障害の現れ方は様々である」という考え方が生まれる。環境によって、うまくいく場合と、うまくいかない場合があり、障害と呼ばれるか呼ばれないかは、環境要因とその個人の成育歴によって変わってくる、そういう考え方をしていかなければならない。

4. 「インテグレーション」から「インクルージョン」へ

「障害者の権利に関する条約」には、「この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享受を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。」とある。つまり、「障害があったとしても普通にいられる」という考え方を示している。

これは、インテグレーションではなく、インクルージョンの考え方である。以前は、「障害のある子どもたちも通常学級と一緒に教育しよう（インテグレーション）」と言われていたが、現在は、障害のあるなしにかかわらず、みんな「普通に過ごせるための合理的配慮が必要」と言われている。つまり、環境の方を整えていく、という考え方である。

2011年の「障害者基本法」の改訂で、目的規定が見直され、「障害があってもなくても分けられずに一人一人を大切に作る社会（＝共生社会）をめざす」となった。また、障害者の定義も見直され、「心身の障害があること＋社会的障壁があって暮らしにくくなっている人」となった。つまり「社会が障害を作っている」という考え方である。

「障害者の権利に関する条約」を具現化したのが、「障害者差別解消法」である。ここでは、「障害者を差別しない」こと、「障害者のニーズに対応した合理的配慮を行う」こととされている。つまり、「障害を克服する」という考え方ではないということである。

5. 発達障害の人への対応の基本

「発達障害の人への対応の基本」として以下を挙げる。

- 1 発達障害についての理解を深めること
 - ・さぼっているのではなく、できないこともある。
 - ・発達の凸凹（できることもたくさんある。）
- 2 支援の基本は、対象児のことをよく知ること
 - ・包括的なアセスメント（多職種連携の必要性）
 - ・生活場面での行動観察が不可欠（環境との相互作用で障害の現れ方が異なる）
- 3 特性に応じた環境調整＝合理的配慮
 - ・人的環境（安心できる人の存在）
 - ・物理的環境

特性を把握するとき、発達レベルやIQのみがわかっても不十分であり、凸凹を明らかにするツールが必要である。その方法のひとつは、心理検査（WISC-IV）を正しく使うことである。「どのような能力があるのか」を知るために心理検査を活用いただきたい。また、テストバッテリー（K-ABC, DN-CAS）との組み合わせも必要である。自閉症スペクトラム障害の評価に特化されたツール（ADOS-2など）も開発された。このような新しいアセスメントツールが必要である。

日常生活場面での行動観察も重要である。場面によって子どもの行動は変化するため、二つ以上の文脈から行動の情報が必要となる。併せて、環境の評価も不可欠であり、それらを総合しないと、特性は把握できない、という視点が必要である。

青少年を対象とする時は、「発達の観点」を持つ必要がある。生物・心理・社会的側面からなる生活文脈から、対象を捉え支援し、その際、環境との相互作用をしている主体として、様々な側面から包括的に捉える必要がある。また、時間的・発生的な過程から捉える必要がある。「現在」を「過去」と「未来」の間にあるものとして捉えるとともに、過去の歴史の積み上げと、未来への「ねがい」をもつ者として捉えてほしい。そして、インクルーシブな視点を持ち、障害や問題を特殊なものとして捉えずに、発達メカニズムはどの子も同じものとして見るのが大切である。

子どもの問題の捉え方としては、まずは、関係性（環境）の中で症状が現れることを理解するとともに、関係性の障害が、機能障害と見えることもあることを理解すること。そして、支援は、ニーズから出発するという意識が必要である。

6. 支援のポイント

全ての発達障害に通じるが、支援は早ければ早いほどよく、「気になる」うちから支援は始まるべきだと思う。また、家族システムを考慮した支援、保護者の困難性を視野に入れた支援（育児ストレス、保護者自身の発達障害傾向）、当事者の自己意識や自尊心への支援、二次的障害の予防が、支援における重要なポイントとして挙げられる。

現場での支援のポイントとしては、「子どもの強み・興味を生かすこと」「凹（苦手）を失くすことを考えないこと」「自尊心を低めない働きかけをすること」「学力を保障すること」が挙げられる。

親子関係を混乱させないためには、早期からの介入が重要である。安定したアタッチメントを形成し、親が「安心できる人」となるようにする。そのために、楽しく遊ぶことが必要である。また、親自身が発達障害の特性を持っている場合には、伝え方の工夫が重要である。具体的には、視覚支援を用いること、場数を踏んで経験してもらうこと、自分自身の自己理解につなげることで、子どもの理解を進めることが必要である。

7. まとめ

「社会が多様性を認めるか？」が重要となる。

日本はあまりにも「人と同じ」を強調しすぎている。例えば、子どもへの願いを親にきくと「人並みに」という答えが返ってくる。しかし、色々な人がいて構わないはずである。

とても面白い子を授かった、この子をどうやって育てていこう、と一緒に考えていけるような世の中になればよいと思っている。

【分科会】

【事例内容】

対象の児童：Aくん、小学生5年生 男子

主訴：友達からいじめられて、学校に行けなくなっている。友達がいない。

問題の状況：5年生となりクラスと担任が代わり孤立するようになった。誰も仲間に入れてくれなくなり、休み時間も一人で過ごしている。学校に行こうとするとおなかが痛くなるので、いけない日もある。5月頃より、週に1回は休むようになり、だんだん休むことが増えて、5月末に胃腸炎になり、1週間休んだ後は、どうしても学校に行けなくなり、保健室で勉強している。もう1ヵ月にもなるので心配している。

成育歴：周産期には異常がなく、幼稚園入学までは、発達について指摘されることがなかった。初歩も初語も遅くて、やや心配したが、男の子はそんなものだろうと思っていた。幼稚園に入ってから、マイペースが目立って、一人遊びばかりなので気になると言われ、専門機関に相談に行き、アスペルガー障害の疑いがあると言われた。小学校は気になるところがある子とされていたが、通常級に入学。一人で黙々としていたが、成績はよかった。絵を書くことと作文が苦手で、他がよくできるのにどうしてできないのかと不思議がられた。上級生になるに従い、国語を中心として、学業についていけなくなったが、個別学習塾に行くことで補っている。これまで配慮して同じ担任だったが、担任が急に退職してしまった。大人との関係はよく、先生に代わって注意したりして、先生の手伝いをする素直な子だと捉えられていた。

リソース：週に2回。個別学習塾、週末は地域の野外活動グループに参加して班長をやっている。幼稚園時代に専門機関に相談しただけで、その後の相談はしていない。不登校が始まってから、小学校のスクールカウンセラーに母親が対応について相談に行き、そこで専門機関での相談を奨められた。

家庭環境：3歳下の弟がいる。両親と弟、本児の4人家族。父親は会社員で、母親から言わせると、「オタク人間」、育児にはほとんど関わらず、週末はパソコンの趣味に没頭している。唯一、本児

に将棋を教え、二人で近所の将棋教室に行くことがある。最近はお兄の方が強くなったので家では将棋をしていない。弟はお兄とは性格が逆で、外で友達と遊びまわっていて、成績も優れている。母親は昼間にパートに出かけているが、子ども達の帰宅時には家にいる。祖父母は遠くにいて半年に1回、会う程度。

【検討内容】

1. Aくんのことを把握するためには、どの場所での、どなたからの、どのような情報が必要か？
2. Aくんの支援を考える時に、協力を仰げるリソースとしては何があり、どういうことを期待すればいいのか？

【参加者の協議内容】

1. Aくんのことを把握するためには、どの場所での、どなたからの、どのような情報が必要か？
 - ・周りの大人からの情報
(担任の先生、保健室の先生、個別学習塾の先生、野外活動グループの大人、将棋教室の大人)
 - ・4年生までの状況把握（記録、学年主任、教頭先生、校長先生からの話）
 - ・母親の成育歴、家庭での様子や人間関係、弟との関係性。
 - ・地域活動での野外活動の関係者の友人や大人とどういうふうに関わっているか。
また、班長になった経緯や班長としての様子など。
 - ・個別指導の先生が学力をどのようなツールで補っているのか。
 - ・学校がどのように保健室登校を考えているのか。単なる居場所がないからそこに置かせているだけなのか、あるいは授業の参加として認めているのか。
 - ・本人から困り事、好きなこと、一番つらいことを聴く。
2. Aくんの支援を考える時に、協力を仰げるリソースとしては何があり、どういうことを期待すればいいのか？
 - ・おじいちゃん、おばあちゃんにも理解を深めてもらい、協力を仰ぐ。
 - ・通級学級で、ソーシャルスキルトレーニングを受けられるようにつなげていく。
 - ・学校主体もしくは母親が主体、家庭が主体等でどこかが牽引して全体で支え合い、情報を共有しながら解決していったらどうか。父親も一緒に共同できるような形で解決していく。

【協議内容に対する講師のフィードバック】

- ・キーパーソンは保護者。ところが保護者が発達障害を持っている場合もあり、それをどこで支えていくかは考えなければならない。
- ・専門機関の役割として、診断や機能障害のアセスメントがある。行動観察だけではないフォーマルアセスメントが必要である。そのリソースは絶対外せない。
- ・幾つかの文脈で本人を見ると、この人の自尊心の依拠するところはどこかが大事。何でそこが好きなのと、本人に聞きたい。
- ・発達の時期にも注目したい。いわゆるプレ思春期あたりに問題が出てきて、小学校5～6年あたりが難しく、中学校になるとさらに大変になる。そこで使えるリソースは、野外活動、将棋、適応指導教室。本人の意向を入れていくなかで、自分の特性について伝えていくことが、プレ思春期から必要だと思う。「障害であること」を決めるのが大事ではなく、みんなそれぞれ特性があり、それぞれの特性を明らかにしたほうが生きやすい人もいます。

【まとめ】

「みんな一律に同じにならなくてはいけない」と思ってしまうと辛くなる。そうじゃない人た

ちがいのということの理解が進んできたらいい。その積み上げが、これから来る多様な社会で多様な学び方へと繋がる。そのために、アセスメントの力がまだまだ足りない。心理検査と、それ以上に、行動観察のできる現場の力に期待したい。

第5分科会

【SNS問題】

「スマホ時代のネットトラブルの現状と対策」

石川 千明

(一般社団法人ソーシャルメディア研究会 チーフ研究員)

1. はじめに

文部科学省では、2005年より学校でICT（Information and Communication Technology（情報通信技術））教育の推進を図るための「学校教育情報化推進総合プラン」が実施されている。それに伴い2011年頃より、学校教員から「インターネットの使い方」について児童生徒へ教えてほしいとの需要が高まっており、「パソコンでのトラブルについて」の講義を行っている。

2. スマホ時代の子どもたちの現状

奈良県のスマホサミットでの調査によると、携帯電話の所持率は、小学4年生では約半数が携帯電話を所持し、徐々に所持率が上がっており、中学3年生では、ほぼすべての生徒が携帯電話を所持していることが分かった。また、携帯電話を所持していない児童生徒も、タブレット端末等を利用していることが明らかになっている。インターネットに普段から接続している割合は、男女ともに高校2年生では100%という結果が出ている。インターネットで主にしている内容としては、約半数が動画の閲覧であり、その他は、男子はゲーム、女子はSNSが主となっている。インターネットの接続時間で見ると、小学4年生でも3時間以上という回答が約3割ほどであり、高校2年生では、接続時間が0分の生徒はいないということが明らかとなった。

これらの内容から、インターネットの接続時間に着目し調査を行った結果、インターネット接続が3時間以上の児童生徒は、全くしない児童生徒に比べ「イライラする」「勉強に自信がない」割合が顕著に増えていることが分かってきた。また、「ネットでケンカしたことがある」「課金したことがある」「面識のない人とLINE等で連絡を取ったことがある」といった項目に関しても、インターネット接続が3時間以上の児童生徒の方が多くなり、5千円以上の課金は15%、面識のない人と会ったことがある割合は7.4%となっている。

3. 求められる情報モラル教育

現代において求められる情報モラル教育は、児童生徒だけでなく、むしろ大人に必要である。児童生徒は、生まれた時からインターネット環境が身の回りにあるため、インターネットの危険性よりも利便性について深く知っている。

ICT教育の一般的な講座の現状として、インターネットの危険性の周知を重視し、インターネットから遠ざけるような内容が目立つ。しかしながら、2020年の学習指導要領改正において、情報教育やICT活用が充実されることが決まっており、よりインターネットについて理解し、インターネットと付き合いしていく必要がある。

これらを踏まえ、児童生徒に対してこれからはみんなで考え、自分や友達を守る力を培うため『ピア・サポート（ピア・メディエーション）』の取組の効果が高いと考えている。ピア・サポートとは同じような立場の人によるサポートのことであり、児童生徒同士でサポートをしていく環境づくりが重要である。（図1）

大人は苦手意識が強く、思考を停止させない話をしていく必要がある。具体的には、児童生徒のトラブルから、大人のインターネットの使い方を考えていくような提案をしていくのも良い。その中で、受講者から「ルール作りをしたい」「子どもとの関わりの見直し」といった声が出てくるような工夫が必要となっている。現状の課題としては、聞いてほしい人が受講に来ないなどがあり、今後解決し

ていくことが求められている。また大人も自分事として捉えられるような働きかけが、今後 ICT 教育を普及していくうえで重要となってくる。(図 2)

(図 1)

情報モラル講座資料 (1)

<学校での話合いのテーマ例>

- ① SNS (使い方、関わり方、人間関係、いじめの問題など)
- ② 個人情報、人権 (ネット炎上、自分や友達の人権)
- ③ ネットの中での出会い (自撮り被害、性犯罪、なりすまし被害)
- ④ 場所、時間 (ネット依存にならないためには?)
- ⑤ マナー (歩きスマホ、食事中、道路交通法など)
- ⑥ お金、課金 (ゲームの課金、ゲームとの付き合い方など)
- ⑦ 法律、社会の中での決まり (肖像権、著作権、犯罪、リベンジポルノ等)

- 生徒の話合いの中からテーマを出していく。
- 話合いから (クラス、学校での) ルール作りへ進める。
- 良い面を考え、そこから反面、自分たちにとってマイナスになっている問題点を出し、プラスに転じていくためのルールを考えさせる。(KJ 法などを使い、ワークショップ形式で進めると問題が可視化されやすい)

話合いの中で子どもたちに伝えてほしいこと

- ① 困ったときは周りにいる大人 (保護者、先生、専門家) に助けを求める
- ② ネットのトラブルはネットで解決できない。顔を見て話をする (友達について)
- ③ 大切な人がそれを見たらどう思うかを考え、その人が悲しむと思うことはしない
- ④ ネットで知り合った人には会わない
- ⑤ 個人情報を書かない、送らない
- ⑥ スマホが自分の生活に本当に必要かどうかを保護者とよく考える
- ⑦ スマホを持っていない友だちがいることを考える

<対策・ネットいじめ、トラブルが疑われたら>

- ① スクリーンショット (画面を保存) 撮っておく
- ② URL (アドレス) を記録
- ③ 掲示板の場合は掲示板の名前、スレッド名など分かるものを記録
- ④ いつ、どんなことをされたか細かくメモをとらせる(証拠になる)

(ポイント) ネットの情報はスピードがはやい事に留意する (後回しにしない)
 (ポイント) 自殺やサイバー犯罪の可能性が高いと判断できる場合は警察に相談する。
 (ポイント) いじめ等、必ず子どもと話し合った上で進める。勝手に公にしない。

<相談先>

0570-0-78310	文部科学省	24 時間いじめ相談ダイヤル
# 9110	警察相談専用電話	(緊急性がある場合は110番)
188 (いやや!)	消費生活センター	
0120-99-7777	チャイルドライン	
	※チャットで相談もできます。 http://www.childline.or.jp/	

→その他の相談先を紹介しています <https://www.j-moral.com/trouble/>

(図 2)

情報モラル講座資料 (2)

＜対策・ルール作り 保護者向け資料 1＞

★家庭でのルール作りのポイント

- ① 使う場所 (リビングで使う。自室・寝室に持ち込ませない)
- ② 時間 (使う時間、やめる時間)
- ③ マナー (歩き・自転車・食事中にスマホをしない等)
- ④ お金・課金 (通信費、ゲーム、プリペイドカード利用など)
- ⑤ フィルタリングする
- ⑥ 困ったら相談する

(ポイント1) なぜルール作りをしなければいけないのかしっかり話そう
 (ポイント2) 子ども自身がルールを作り、保護者と話し決める
 (ポイント3) 最初からできないルールにしない
 (ポイント4) ルールは子ども自身に書かせ、見える場所に貼る、定期的に見直す
 (ポイント5) 親の気分でルールを変えない

★ルール見本

※ルールのポイントを伝え、子ども自身に考えさせ、書かせる。
 ※リビングなどの見えるところに貼る。ルール違反をした場合はペナルティとルールの見直しを。

スマホ、携帯、ネット、ゲームのルール (見本)

時 間 ____時には居間の充電器に

場 所 基本的に居間だけで使う

決まり ①フィルタリングは解除しない

②金額の上限____円

③困ったら相談する

④個人情報を書き込まない

⑤人がいやがる事は書かない

⑥食事や会話中は使わない

違 反 ルール違反があれば____日使用停止

署名 _____

竹内和雄著 2014年 家庭や学校で語り合う スマホ時代のリスクとスキル 北大路書房 P111 から

4. 親子でのインターネットとの付き合い方

私個人の調査では、「親子でスマートフォンやインターネットの危険性について話し合ったことがあるか」という問いに対して「ない」「何と云えばいいかわからない」と答えた保護者が全体の約4割であることが明らかとなった。また、「話し合ったことがある」と答えた約6割の保護者のうち半数が、「悩みながら子どもと話している」と答えている。これらを踏まえると、全体の約7割が「どのように注意すればよいか分からない」と感じていることが示唆されている。

現状多い講座は分離型で、保護者と子どもを別の日時、会場で行っているものである。保護者だけの講座では「インターネットは難しいものだ」「子どもに使わせたくない」といった感想が増え、子どもだけの講座の場合、家庭での使い方を劇的に変えることは難しい。基本楽しく使っている子どもたちは「自分は大丈夫」と思っているためである。

これらを解消するためには、保護者と子ども一体型の親子教室の効果が高いと考えている。現在取

り組んでいる一体型親子教室の例としては、1校時目に保護者と子どもが同じ講義を聞き、2校時目の中で子どもは教室で振り返りの時間、保護者は残って保護者向けの講座といった流れである。

2校時連続で行うことで、子どもたちが自分事として捉え、理解を深めていくことができる。また子どもの授業を参観することで保護者への啓発もしやすくなる。2校時の時間確保については学校に趣旨説明、授業案などを提示し、協力をお願いをしている。

子どもの振り返りの時間の中では、クラスや個人で振り返るための振り返りシートを用いて、子どもたちが感じた事、疑問に思ったことを書かせ、その上で子ども自身にスマホのルールを記入させている。帰宅後記入したシートをもとに保護者に聞いたこと、思ったこと、ルールについて保護者と共有するよう促している。子どもが自ら考えたルールについて、保護者に対して話をするすることで、保護者と子どもと一緒に考えるきっかけになり、インターネットやスマートフォンについて家族で考える時間を作っている。そのような流れをつくることで、学校へ来ない保護者への啓発になると考えている。

この一体型の講座を受講した感想としては、「親子でスマートフォンやインターネットについて話がしやすくなった」「親子の中で利用に関するルールを決めることができた」といった声が多数上がっている。このような形式の講座を継続的に行うことで、保護者と子どもどちらにも「スマートフォンやインターネットとのより良い付き合い方」を普及していくことができると考えている。

【分科会】

【事例内容】

クラスの仲良しグループ16名で構成されるLINEグループでの出来事である。小学校6年生の花子は、母親のスマートフォンを利用して、LINEグループに参加している。花子はA子にぬいぐるみもらった。

LINEグループには、A子とB子が「今日のテレビ、おもしろかった!」、「じゅくで見てない!これから見よ!」とやり取りを行っていた。そこに、花子が「A子にぬいぐるみもらった。このぬいぐるみかわいくない」というコメントを写真とともに投稿した。それに対する返信は誰からもなく、翌日からは無視され、仲間外れにされた。さらに、A子は「花子以外のグループ(15)」という名称のLINEグループを作成し、「最近、花子調子にのってる!」と投稿、B子も「ホンマや!はらたつ!」、C子は「明日から無視」、D子は「りょうかい」など投稿があった。

その後、不登校になった花子が母親に画面を見せ、LINEの内容に原因があったことを確認し、A子に謝罪するよう花子に伝えた。花子はA子に謝罪し、和解して終結した。

【事例についての参加の協議内容】

- ・花子がA子とB子の会話を途中で割り込み、自慢するような内容の投稿を行ったことが原因ではないか。
- ・花子は自己中心的な投稿で、自慢話に聞こえるのが原因ではないか。
- ・「かわいくない」という言葉が、最後に「?」がないため、「かわいいよね?」と「かわいいとは思わない」のどちらの意味としても取れる。

【協議内容に対する講師のフィードバック】

文字だけの会話には、相手の顔を見て話すこととは異なり、感情が含まれていないように捉えられることがある。文字だけとなると話し手と聞き手で受け取り方が異なる場合があり、送る側はそれを意識して送る、受け取る側はそのことを意識して受け取る必要がある。そのため、情報教育とそのモラルを学ぶ必要がある。

また、いじめには「四層構造」*があり、「被害者」と「加害者」、周りに「(はやしたてをする) 観衆」、それを取り巻く「傍観者」が存在している。事例では、A子が作成した「花子以外のグループ」という名称、「花子最近調子にのっている!」という投稿で、周りのメンバーに同調を促している。「観衆」や「傍観者」の中には、「花子は『?』を入れ忘れただけではないか」と思った者もいたのに、事例のD子のように「りょうかい」としか言えないような雰囲気を作ったり、言動をすることを同調圧力という。今回のようなトラブルを防ぐためには、文字と話し言葉の違いを意識し、送り手は入力する文章に気をつけること、受け手は思いやりを忘れない、友達が困っているときは助ける、相談する先を考えるなど、トラブルに遭ったらどんな手があるかを考えさせる必要がある。さらに、他のSNS問題として、ネット依存やネットでの出会いなどの問題もある。ネット依存について、これまでのゲームにはエンディングがあり、飽きたら終わりであった。しかしながら、今のオンラインゲームには、エンディングはなく、課金することでゲームが進むなど、オンラインゲームで欲求を満たすことができ、飽きずに続けられる。その結果、自制が効かずに依存することで、昼夜逆転による不登校や長時間利用による健康被害などにも影響が出ている。ネットでの出会いについては、平成29年度にSNS等で犯罪被害に遭った児童は約1,813名にも上る。被害児童の、なぜ加害者に会ったのかという問いかけに、約4割が「寂しい」という理由であった。さらに、加害者の犯行動機は9割が接触目的となっており、被害児童のほとんどが性犯罪の被害となっている。SNSに関する問題は様々であり、それに対する教育についても課題がある中で、話し手と聞き手、親子がお互いに理解すべき問題やネットの怖さなどについて学ぶ必要がある。

【分科会Ⅱのまとめ】

現代において「スマートフォンがないと生活できない」、「ゲーム依存」、「SNSで集団暴走?」などからも分かるように、依存、援助交際、情緒不安定、集団暴走・万引き、アダルトの低年齢など、SNSに関する問題が多く挙げられる。しかしながら、スマホには自然災害時や緊急時の連絡といった側面も持ち合わせており、スマホには便利・楽しいといった「光」の部分と危険・怖いといった「影」の部分が存在している。

このような状況の中で、子どもたちを守るためには以下の4点が重要となる。1つ目は、「知ること」である。大人も子どももスマホを知ることである。何が危険なのか、なぜ危険なのかを大人が知った上で子どもに伝えることが重要である。2つ目は、「フィルタリング」である。大人が事前に制限を設定することで、有害サイトから子どもを守るとともに、子どものネットリテラシーを育てることにもつながるだろう。3つ目は、家庭・地域・学校での「ルール作り」を行うことである。使用時間や使用場所、人間関係などを明確にするとともに、子どもの発達に応じたルール作りをすることが重要であろう。4つ目は、「相談できる場所」である。携帯電話(ガラケー)時代に、「ネットで困ったら相談したい人」という問いに対する子どもたちの回答は、親であった。しかしながら、現在では、同様の問いに対して、「(ネットの)友達」と回答している。ここで考えなければならないことは、親の姿勢ではないだろうか。ある小学校で、「お母さんは、僕の顔を見ずにスマホの画面ばかりみている」と発言した小学生がいた。スマホの問題は、使う側の心の問題であり、親と子の関わりでもあるだろう。親がスマホばかり見ているようでは、子どもも親には相談できない。親が子どもと向き合い、相談できる場所を作ることが重要である。

今回、SNS問題というテーマで全国から多くの参加者が集まっており、この場に集まった参加者の「スマホ問題から子どもたちを救いたい」という想いは同じであると感じる。同じ地域の方々とのつながりを大切に今後もSNS問題に悩む子どもたちのために取り組んでいただきたい。

* 森田洋司、清水賢二(1994). いじめ—教室の病い 金子書房

参加者の声

◆基調講演

- ・ 青少年の複合的課題への対応について要点を絞って話していただいて、大変参考になった。自分の青少年支援への考え方や姿勢について確認する良い機会となった。
- ・ 青少年の課題が複合化してきた歴史的背景から学ぶことができた。また、現状をより理解することができ、自分自身の課題を整理する機会となった。
- ・ 青少年の課題には、さまざまな要因があることや関係機関と連携した継続的な支援が必要であることを再認識することができた。

◆研究講義

- ・ 様々な視点・切り口で課題を見つけることができた。いずれも共通しているのは、個別理解、居場所づくりであると感じた。
- ・ 様々な課題が複雑に関係しており、慎重な対応が求められているよう感じた。青少年の声を聞くことを大切に、支援をしていきたい。
- ・ 児童虐待やいじめなど5つの課題に関して、現状や支援方策について情報を得ることができ有意義だった。

◆分科会

- ・ 他機関、他都道府県の現状を知ることでき参考になる内容が多かった。(第1分科会)
- ・ 青少年の課題について関係機関との連携の大切さや、子どもが将来どのように社会に出ていくかを考えることができ、とても勉強になった。(第2分科会)
- ・ いじめと複合化した課題の対策の一つとして、ソーシャルスキルトレーニングに焦点を置いて協議することができ、有意義だった。(第3分科会)
- ・ 他業種の方との話し合いの中で、子どもをサポートするリソースはたくさんあるのに活用できておらず、うまく活用することの重要性を学んだ。(第4分科会)
- ・ 自身もネットモラル授業を開催することがあるため、その際の参考になる内容が多かった。現場で活かしていきたい。(第5分科会)

◆全体を通して

- ・ 新しい情報や様々な問題点について学ぶことができた。
- ・ どれも大切な観点であり、何一つ欠くことのできない内容だと感じた。
- ・ 5つのテーマはどれも重なる部分があり、青少年の問題は、本当に複合化していると感じた。それぞれのテーマで有益なお話を聞くことができたので、今後業務に活かしていきたい。
- ・ 様々な立場の方と話すことで、参考になる事例や取り組みを学ぶことができた。

「第35回全国青少年相談研究集会」参加者内訳

都道府県別

1	北海道	2
2	青森県	7
3	岩手県	7
4	宮城県	6
5	秋田県	2
6	山形県	7
7	福島県	6
8	茨城県	6
9	栃木県	7
10	群馬県	1
11	埼玉県	7
12	千葉県	19
13	東京都	35
14	神奈川県	14
15	新潟県	11
16	富山県	2
17	石川県	2
18	福井県	2
19	山梨県	2
20	長野県	4
21	岐阜県	0
22	静岡県	9
23	愛知県	1
24	三重県	1
25	滋賀県	0
26	京都府	1
27	大阪府	5
28	兵庫県	5
29	奈良県	0
30	和歌山県	2
31	鳥取県	3
32	島根県	1
33	岡山県	6
34	広島県	3
35	山口県	0
36	徳島県	1
37	香川県	0
38	愛媛県	4
39	高知県	0
40	福岡県	2
41	佐賀県	0
42	長崎県	1
43	熊本県	1
44	大分県	3
45	宮崎県	2
46	鹿児島県	3
47	沖縄県	12
	計	215

所属別

①青少年教育行政	29
②青少年教育施設	22
③学校教育行政	21
④学校教員	8
⑤首長部局	15
⑥警察関係	38
⑦法務関係	6
⑧社会福祉関係	35
⑨青少年団体	6
⑩民間（NPO含む）	23
⑪大学教員・研究者	1
⑫その他	11
計	215

男女別

男	101
女	114
計	215

分科会希望

分科会名	分科会Ⅰ	分科会Ⅱ	合計
第1分科会【児童虐待】	24	30	54
第2分科会【不登校】	41	45	86
第3分科会【いじめ】	22	13	35
第4分科会【発達障害】	41	40	81
第5分科会【SNS問題】	47	46	93
計	175	174	349

平成30年度 国立青少年教育振興機構 教育事業
「第35回全国青少年相談研究集会」報告書
「青少年の複合化した課題を地域で支えるには」

平成31年 3 月発行

編集発行

独立行政法人 国立青少年教育振興機構
教育事業部事業課
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1
TEL 03-6407-7685
H P <http://www.niye.go.jp/>
